

# 安心・安全な産業廃棄物処理を目指して

～資源循環型社会“広域環境ループ”の構築～

平成 18 年 12 月

 社団法人 **中部経済連合会**

## はじめに

わが国における社会経済活動は、戦後一貫して拡大基調に推移し、国民生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物発生量も増大し、最終処分場の残余容量のひっ迫、産業廃棄物の不法投棄事件の発生、産業廃棄物処理施設に対する住民不信などの環境問題が社会問題化している。

こういった状況の中、法の改正により排出事業者の責任が強化され、実際にあった不法投棄事件では、産廃処理を外部委託した排出事業者に対しても、社名の公表や原状回復の措置命令が出される事態に至っている。こうしたことは企業ブランドイメージの低下や経済的損失など多大な影響を企業に及ぼすなど、廃棄物問題は、大きな経営上の課題となってきた。

中部地域は、製造業の集積地ということもあり、動脈産業のポテンシャルは大きなものがあるが、産廃処理を担う静脈産業のほとんどが中小規模の事業者であり、当地域の動脈産業を支えるには事業形態が脆弱であることがウィークポイントである。

また、産業活動を維持するためには、安心して処理できる最終処分場の整備もあわせて進めていかなければならない。

このような観点から、資源・環境委員会では、動脈産業と静脈産業が県域を越えた広域的なループで連携が強化された資源循環型社会「**広域環境ループの構築**」を目指し検討を進めてきたので、提言として以下に報告する。

なお、具体的な課題の対策を進めるにあたっては、地域行政の横断的な取組みが必要であることから、協議を円滑に推進する母体として「**環境ループ広域連携協議会**」を設置することを働きかけていきたい。

最後に、静脈産業がより強化された広域環境ループの実現は、企業にとって安心・安全な廃棄物処理につながることで、ひいては地域住民・社会全般の大きな安心・安全な環境保全へとつながるものと信ずる。

平成18年12月

社団法人 中部経済連合会  
会長 豊田 芳年  
資源・環境委員会  
委員長 川口 文夫

## 目次

### 第1章 廃棄物処理の現状と問題点 <全体概況>

(1)産業廃棄物の発生・処理状況 .....	1
(2)最終処分場のひっ迫 .....	5
(3)不法投棄の増加 .....	6
(4)排出者責任の徹底 .....	8

### 第2章 中部地域における産業廃棄物処理の課題 <他地域との比較より提示>

(1)産業廃棄物処理業者の実態 .....	10
(2)産業廃棄物最終処分場の整備状況と広域移動 .....	14
(3)中間処理・リサイクル施設の整備 .....	18

### 第3章 安心・安全な産業廃棄物処理を目指して

(1)中間処理・リサイクル業者の育成強化等 .....	22
①頼れる中小規模処理業者への支援策の強化・充実(IT化支援) .....	22
②広域的な廃棄物に関する情報基盤の整備 .....	24
(2)最終処分場の広域的な施設整備 .....	26
①広域最終処分場の施設整備のあり方 .....	26
②不法投棄を抑制する適正な最終処分料金の設定 .....	28
(3)中間処理・リサイクルの施設整備 .....	29
①既設設備のポテンシャル活用 .....	29
②廃棄物処理の規制見直し・広域利用化 .....	30
(4)産業界も自主行動計画に基づき積極的に貢献 .....	31
(5)「環境ループ広域連携協議会」の設置 .....	32

### 参考資料

注)「中部地域」とは、特に断りのある場合を除き、長野県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の5県をいう。  
本文中の  は各章のまとめ、 は図表の説明ポイント。

## 第1章 廃棄物処理の現状と問題点 <全体概況>

本章では、産業廃棄物の排出量や処分量の状況を取り上げ、近年特に深刻な最終処分場のひっ迫状況について概観するとともに、廃棄物が適正処理されずに不法投棄される件数・規模が増加・大型化している現状について提示する。

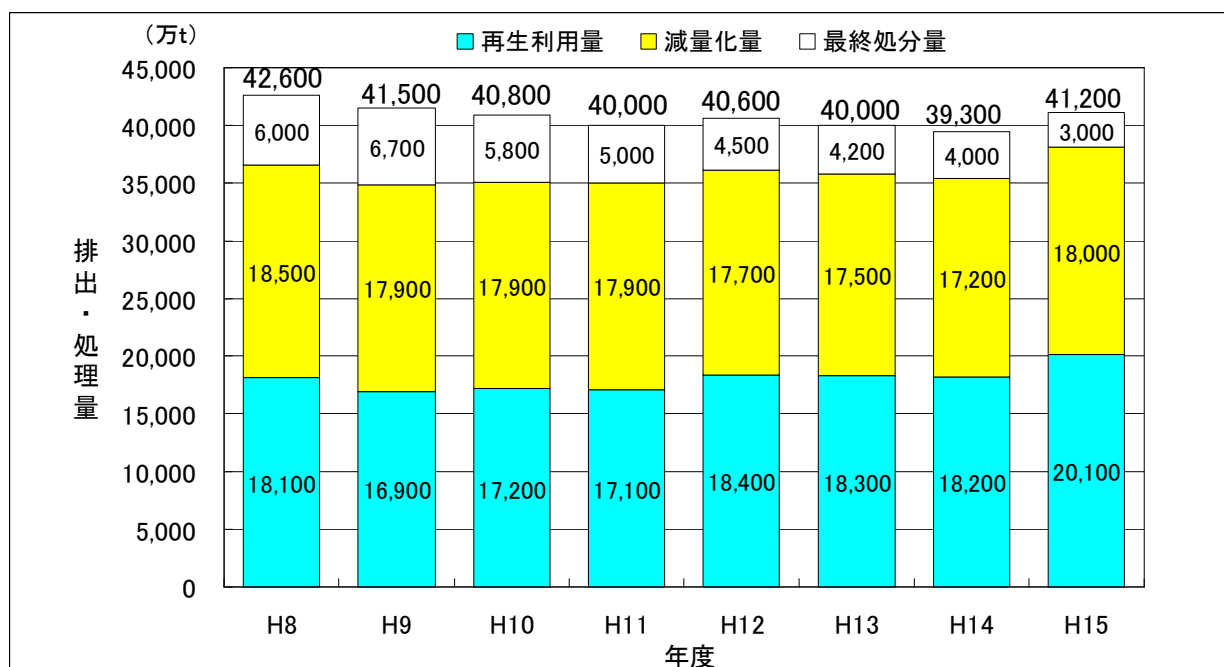
### (1)産業廃棄物の発生・処理状況

平成15年度の全国の産業廃棄物の排出量は4億1,200万tとなっており、これは一般廃棄物(約5,000万t)の8倍であり、平成14年度と比べると1,900万t(約4.8%)増であった。平成8年度以降の産業廃棄物の排出量は、4億t前後で推移しており、ほぼ横這いの状況である。

次に平成15年度の排出量4億1,200万tのうち、2億100万t(49%)が再生利用され、1億8,000万t(44%)が中間処理により減量化され、3,000万t(7%)が最終処分されている。

特に最終処分量では、平成8年度の6,000万tと比較すると中間処理による減量化が進み、平成15年度は3,000万tまで大きく減少してきている(図表1-1)。

(図表1-1) 全国の産業廃棄物処理の経年推移



(注) 再生利用量は、直接再生利用される量と中間処理された後に発生する処理残さのうち再生利用される量を足し合わせた量を示す

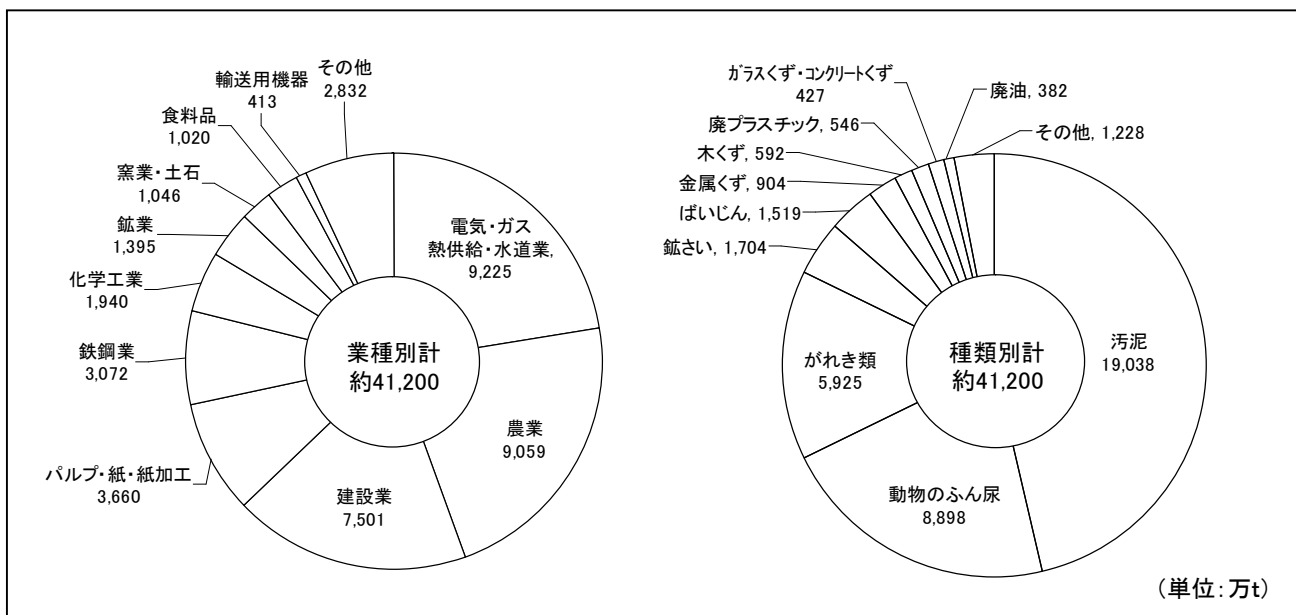
最終処分量は、直接最終処分される量と中間処理後の処理残さのうち処分される量を合わせた量を示す

(出典) 環境省

産業廃棄物の排出量を業種別に見ると、排出量の最も多い業種が電気・ガス・熱供給・水道業、農業、建設業となっており、この上位3業種で総排出量の約6割を占めている。

産業廃棄物の排出量を種類別に見ると、汚泥の排出量が最も多く、全体の5割近くにも達しており、これに次いで、動物のふん尿、がれき類となっている。これらの上位3種類の排出量が総排出量の8割を占めている(図表1-2)。

(図表1-2) 産業廃棄物の業種別・種類別排出量(平成15年度)



(出典) 環境省

最近の全国および中部地域での産業廃棄物の排出量、再生利用量および最終処分量をみると、以下のとおりである(図表1-3)。

(図表1-3) 産業廃棄物処理・処分状況(全国、中部地域)

(単位: 万t)

	排出量		再生利用量	最終処分量
		搬出量		
全国 (H15)	41,162 (100%)	—	20,133 (49%)	3,044 (7%)
中部計	3,927 (100%)	2,009 (51%)	1,887 (48%)	291 (7%)
愛知県 (H16)	1,472 (100%)	1,009 (69%)	886 (60%)	141 (10%)
静岡県 (H15)	1,162 (100%)	468 (40%)	439 (38%)	100 (9%)
岐阜県 (H16)	502 (100%)	175 (35%)	244 (49%)	25 (5%)
三重県 (H16)	432 (100%)	199 (46%)	170 (39%)	17 (4%)
長野県 (H16)	359 (100%)	158 (44%)	148 (41%)	9 (3%)

(注) 搬出量とは、排出事業所から搬出されて処分された量を示す

(出典) 環境省、各県環境部資料に基づき本会で作成(農業含まず)

中部5県の再生利用率は48%と全国の49%とほぼ同様の状況であるが、県別にみると愛知県が60%と全国値を大きく上回っており、委託処理によるリサイクルが順調に行われているといえる。

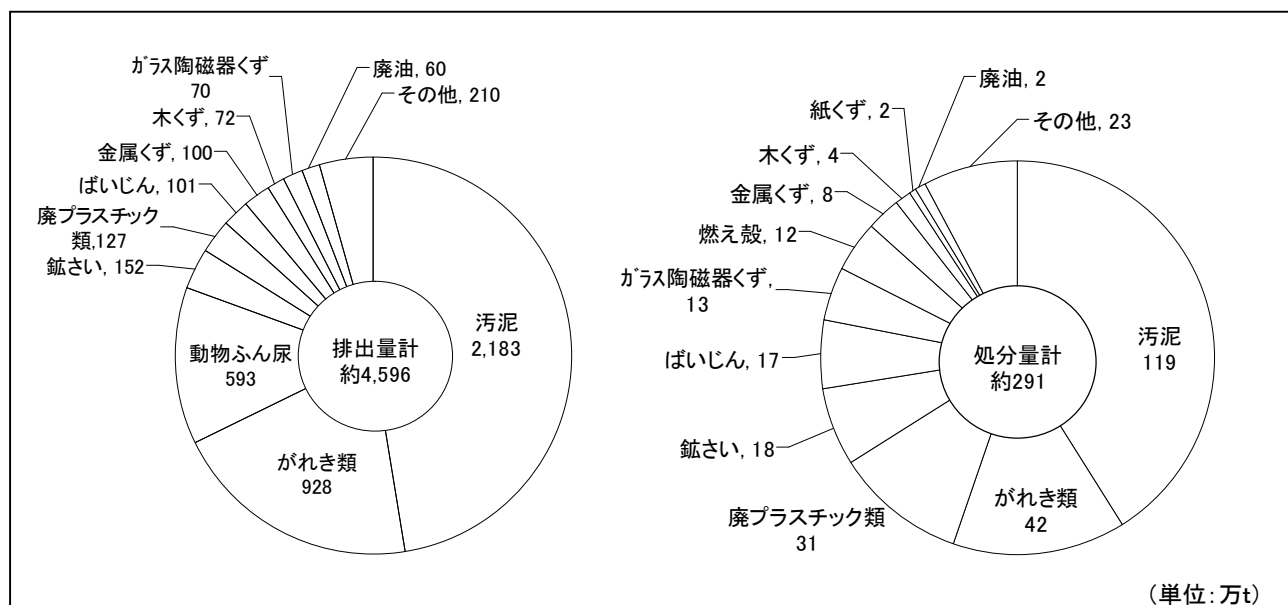
最終処分率は中部5県、全国ともに7%であるが、愛知県、静岡県最終処分率が全国値を上回っており、引き続き産業廃棄物の排出抑制や再使用、リサイクルを進め、最終処分量を削減する必要がある。

最終処分量は多い順に愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、長野県となっており、愛知県、静岡県は以前として100万tレベルの最終処分量があるため、今後とも大規模な最終処分場の確保が重要である。

次に、平成16年度における中部地域の産業廃棄物を種類別排出量で見ると、汚泥の排出量が約2,183万t(48%)と最も多く、続いてがれき類が約928万t(20%)、動物のふん尿が約593万t(15%)となっている。この3品目で全排出量の約8割を占めている。

また、種類別最終処分量を見ると、汚泥が約119万t(41%)、がれき類が約42万t(15%)、廃プラスチックが31万t(11%)となっており、この3品目で全処分量の約7割を占めている。今後は、リサイクル困難なこの3品目をいかに減らすかが重要である(図表1-4)。

(図表 1-4) 中部地域の産業廃棄物の排出量と最終処分量(平成16年度)



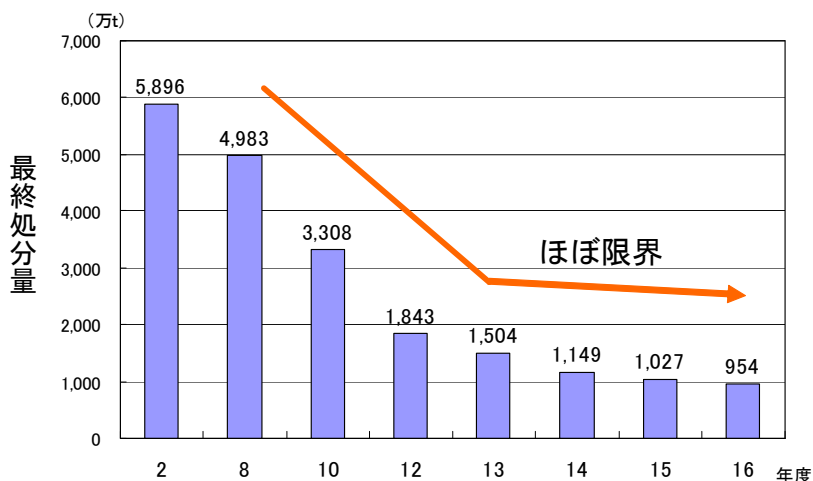
(出典) 各県環境部資料に基づき本会にて作成(農業含む)

産業界では、平成9年に環境自主行動計画を策定し、それぞれの業界ごとにリサイクル率、最終処分量などの数値目標ならびにその達成のための対策を明らかにすることで廃棄物対策に取り組んできた。この結果、平成16年度の最終処分量は954万tとなり、平成15年度の1,027万tと比較して73万t(約7%)減少、平成2年度(基準年)の5,896万tと比較して4,942

万t(約 83.8%)減少させるなど、産業界の自主的取組の成果により最終処分量を大幅に削減してきた。ただし、ほぼ限界に近づいており、今後の大幅な削減は困難である(図表 1-5)。

また、中部地域においても、これまで製造品出荷額の伸びに対して最終処分量を削減してきたが、今後の企業の拡大路線に対する削減はかなり難しい(図表 1-6)。

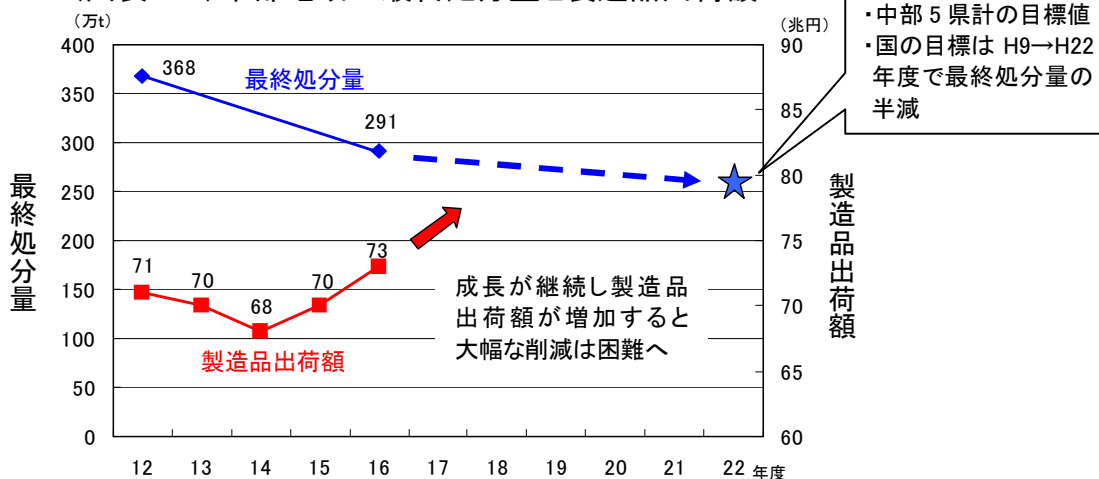
(図表 1-5) 日本経団連環境自主行動計画のフォローアップ実績



(出典) (社) 日本経済団体連合会

- ・産業廃棄物の最終処分量は、自主行動計画を立て、大幅な削減に努力してきた。
- ・直近では、ほぼ限界に近づきつつあり、最終処分場の整備は今後も必要。

(図表 1-6) 中部地域の最終処分量と製造品出荷額



(出典) 各県環境部、経済産業省「工業統計表」に基づき本会で作成

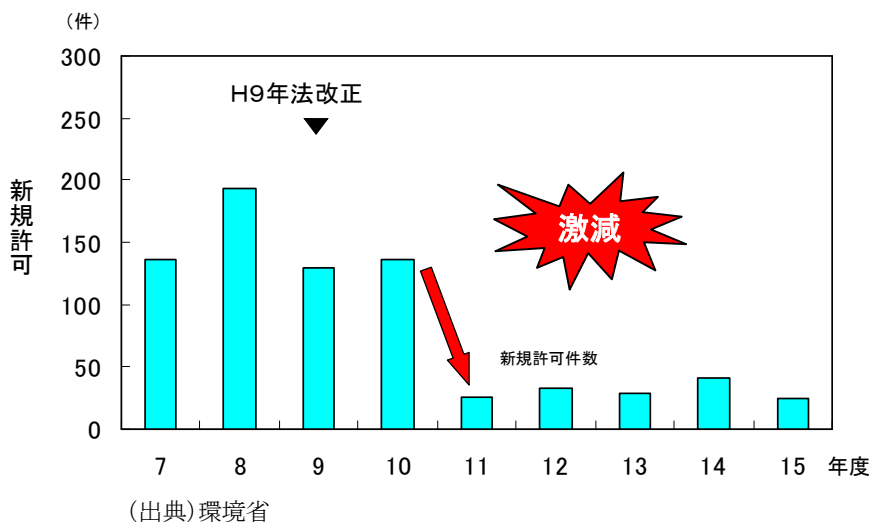
- ・中部地域の最終処分量も自主努力によって削減してきたが、ほぼ限界へ。
- ・さらに成長を継続するためにも、安定した最終処分場の確保が必要。

## (2)最終処分場のひっ迫

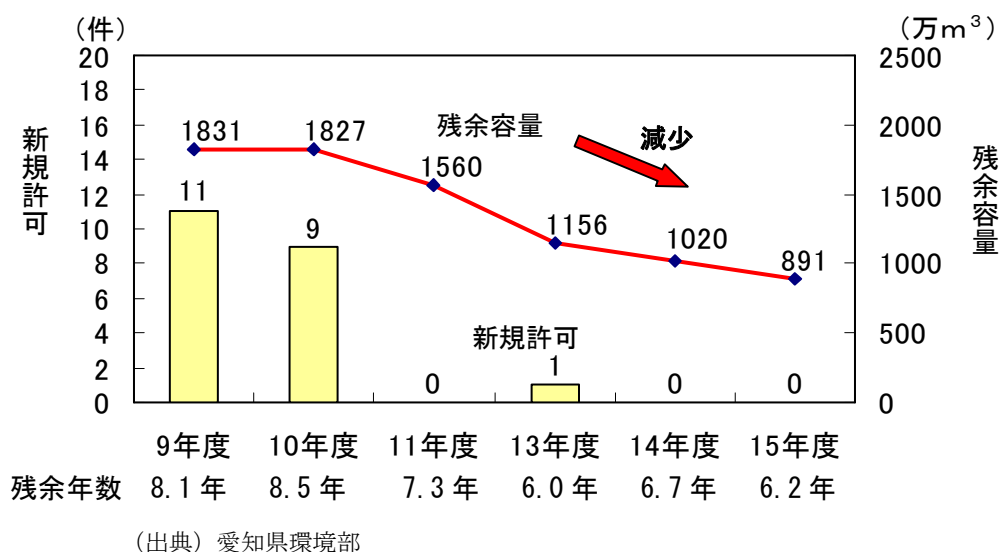
全国の産業廃棄物最終処分場の新規許可件数では、平成9年の廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)改正に伴って、最終処分場の設置手続き・維持管理等が強化されたため、平成11年以降の新規許可件数は激減している(図表1-7)。

愛知県の産業廃棄物最終処分場の新規許可件数と残余容量の推移をみると、平成10年度までは残余容量が1,800万 $m^3$ 程度で推移してきたが、平成11年度以降は新規許可件数が1件しかなく、毎年、最終処分量を減少させてきているにもかかわらず、平成15年度には残余容量が半分以下の891万 $m^3$ まで大きく減少してきた(図表1-8)。

(図表1-7) 産業廃棄物最終処分場の新規許可件数の推移(全国)



(図表1-8) 愛知県の産業廃棄物最終処分場の新規許可件数と残余容量の推移



- ・平成9年度の廃棄物処理法の改正により、新規整備の許可件数が激減。
- ・愛知県も最終処分場の新規許可はわずか1件のみで、残余容量は減少。



また、愛知県の残余年数は平成 15 年度で 6.2 年と非常に厳しい状況にあり、中部地域ではさらに厳しく 5.8 年となっている。最終処分場の計画から埋立開始までの期間として最低でも 10 年以上の期間が必要なことを考えると、早い段階から、将来に備えた長期スパンの整備計画を練り上げていく必要がある。

### (3)不法投棄の増加

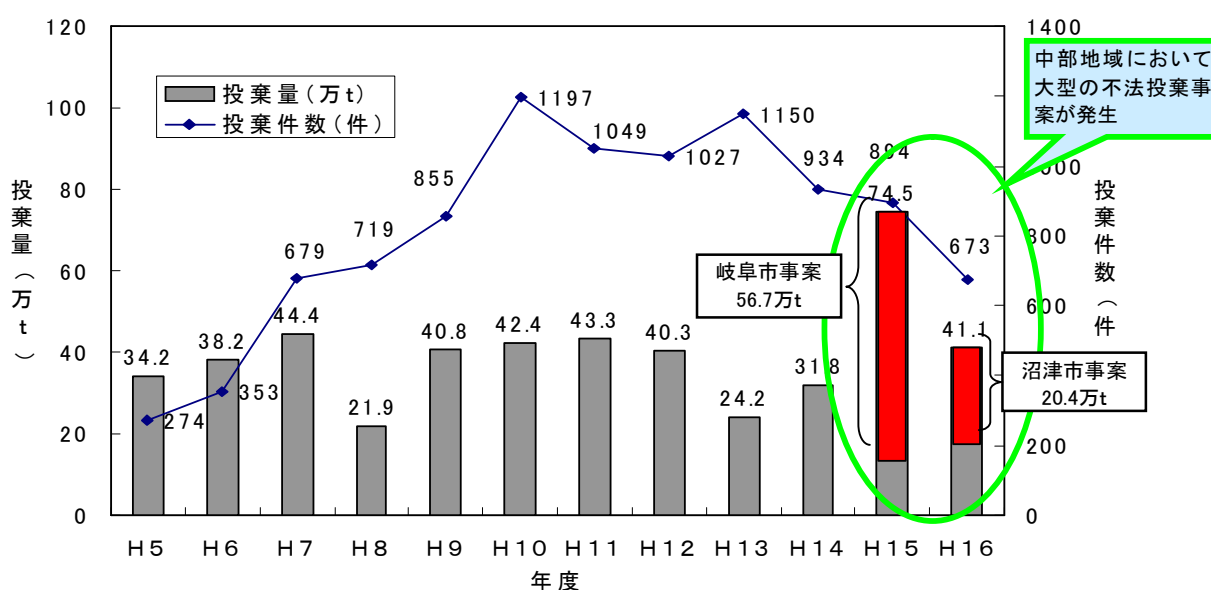
不法投棄件数と投棄量の推移をみると不法投棄件数は、平成 10 年度の 1,197 件をピークに減少傾向にあるが、不法投棄量は平成 15 年度の岐阜市事案分を除いたとしても依然として 40 万t前後ではほぼ横ばいで推移している(図表 1-9)。

平成 16 年度に確認された投棄量 5,000t 以上の大規模事案は 7 件で、件数ベースで全体の 1.0% であるが、投棄量の合計は 30.5 万トンに上り、全体の投棄量(41.1 万トン)の 74.4% を占めるなど、大規模事案の全体に占める割合は高い。

特に中部地域では、平成 15 年度に確認された岐阜市事案や平成 16 年度の沼津市事案のほか、四日市市などの大規模事案が確認されている。平成 16 年度末時点の中部地域の残存量は約 323 万tであり、全国の残存量の 20%(1,579 万t)を占める。

次に平成 16 年度に不法投棄された産業廃棄物の種類を見ると、がれき類、木くずなど建設廃棄物が投棄件数の 71.2%(479 件)、投棄量の 86.2%(35.4 万t)を占めており、建設廃棄物の占める割合は引き続き高い。

(図表 1-9)不法投棄の不法投棄件数と投棄量の推移



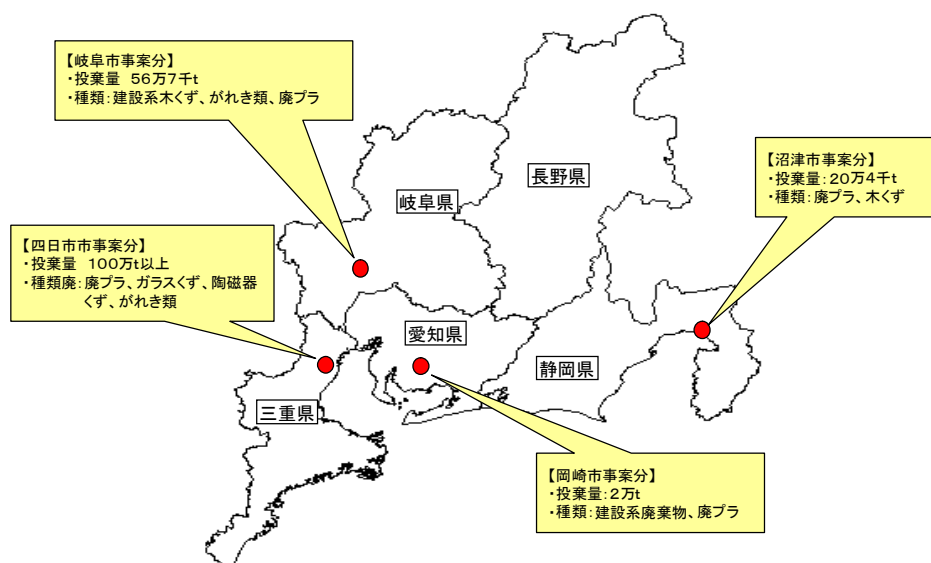
(出典) 環境省

また、不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の環境面での影響はもちろん、原状回復費用（香川県豊島：総額 447 億円/約 51 万t、青森・岩手県境：総額 655 億円/約 88 万t）等の経済的損失をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、社会的な影響も極めて大きい。

他の都道府県で排出された産業廃棄物が広域的に移動し、不法投棄された場合に、投棄された県が自らの費用で代執行を行わざるを得ないことに対する不満があり、また、そのような支出に県民の理解が得られないなどのことから、産業廃棄物の流入県には、県外からの産業廃棄物の流入抑制に向かう傾向が見られる。

中部地域における不法投棄の状況を図表 1-10 に示す。不法投棄の 9 割は建設廃棄物が占めているが、最終処分場がひっ迫し、処分料金が上昇してくるとさらなる不法投棄が懸念される。平成 12 年度の法改正によって、排出者責任が強化されたため、外部委託した業者が不法投棄しても原状回復という経済的にも多大な責めを負うことになったことを重く受けとめる必要がある。

（図表 1-10）中部地域における大型不法投棄事案



（出典）環境省資料に基づき本会で作成

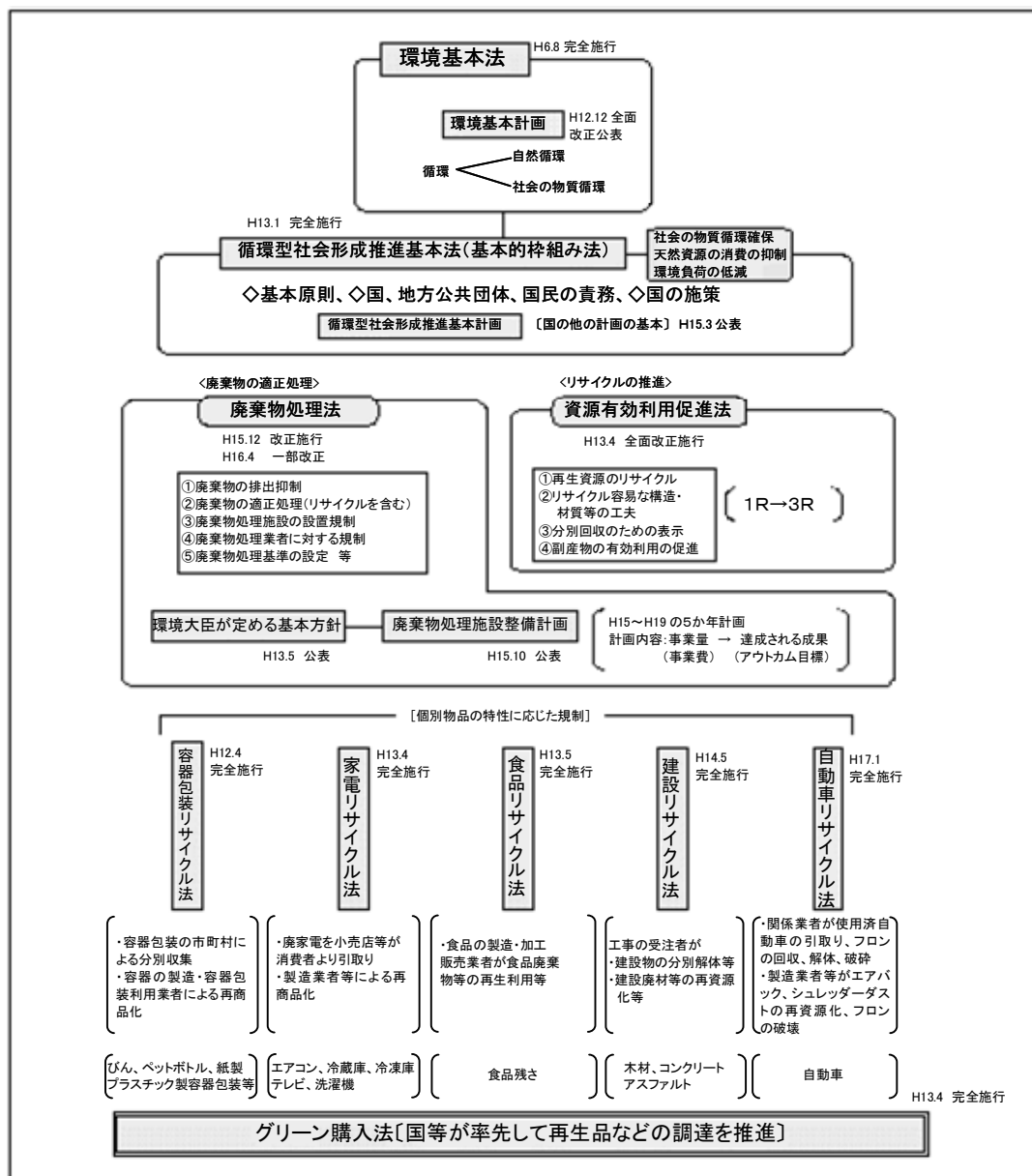
- ・産廃不法投棄量の約9割を建設廃棄物が占め、環境への負荷が大きく社会問題化。
- ・廃棄物処理法の改正（H12）により排出者責任が強化され、不法投棄の原状回復の責務。

#### (4)排出者責任の徹底

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」(循環型社会基本法)が公布され、平成13年1月に施行された。

循環型社会基本法では施策の基本理念として排出者責任と拡大生産者責任という2つの考え方を定めている。

(図表 1-11)循環型社会形成の推進のための施策体系



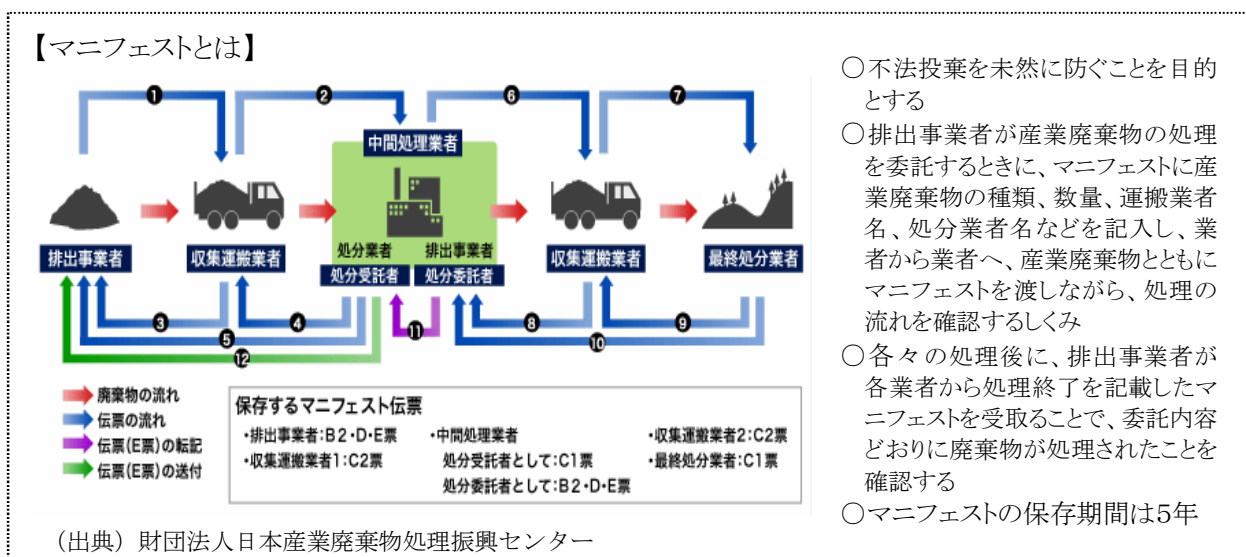
(出典) 環境省

それと合わせて、5つの個別の法律（「廃棄物促進法」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）および「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が整備されている（図表 1-11）。

排出事業者が自らの産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するためのマニフェスト制度については、平成3年度の廃棄物処理法の改正で特別管理産業廃棄物に限ってマニフェスト制度が導入され、平成9年の法改正で全ての産業廃棄物に対象が拡大されるとともに電子マニフェストの導入も行われた。

産業廃棄物については、排出事業者責任を基本として適正な処理の確保が図られるよう、逐年、法の改正強化が行われてきており、特に平成12年改正においては、排出事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合に、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における適正な処理を確保するための注意義務を課し、マニフェストにより最終処分までの一貫した把握・管理を義務づけるなど排出者責任の強化を行っている。

電子マニフェストは、情報の確実性と処理結果を迅速に確認する上で紙マニフェストに比べた有利性があり、従来にも増して普及に努めていくことが必要であるが、電子マニフェストについては、これまでの間、携帯電話を使用して情報をやり取りできるようにするなどの利便性の拡充を図ってきているものの、なお普及率が伸び悩んでいる状況にある（平成17年度末で約3.5%の加入率）。また、より一層進んだ廃棄物管理を行うため、電子マニフェストと連動したGPS等による車両運行監視システムの開発・活用も行われ始めている。



## 第2章 中部地域における産業廃棄物処理の課題 <他地域との比較より提示>

本章では、廃棄物処理事業者の規模や廃棄物処理施設の整備状況などの視点から中部地域と他の地域とを比較し、中部地域が他の地域と比べて劣っている点を明確にすることで今後の取組むべき課題を抽出する。

### (1)産業廃棄物処理業者の実態

#### ①廃棄物処理業者の数

廃棄物処理事業は、区分として産業廃棄物業、一般廃棄物業の2つに大別され、さらに従事する業務内容に従って、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者に区分される。

廃棄物処理業者数に関しては、総事業者数はおよそ6万社にも上っており、廃棄物処理業に携わる従業員数は、産業廃棄物が約35万人、一般廃棄物が21万人となっている。

次に、産業廃棄物処理業者の許可件数をみると、平成15年度末時点で254,845件となっており、年々増加傾向にある。特に、平成4年には、リサイクル関連法が制定されたことにより、従来まで廃棄物処理とかかわりのなかった家電メーカーや建設メーカーなどからの許可取得が増えたことや、廃棄物処理法の改正により特別管理産業廃棄物が新たに規制されたため、許可件数が急増している。

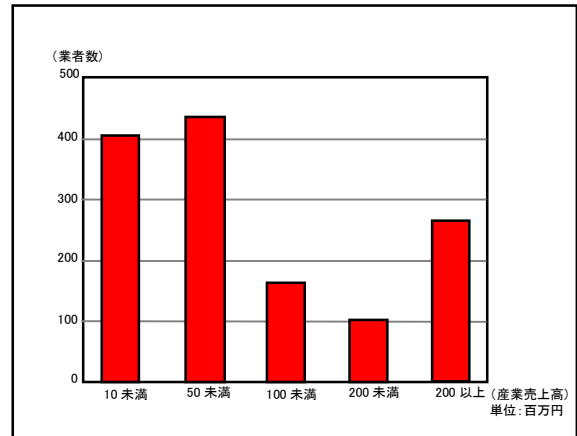
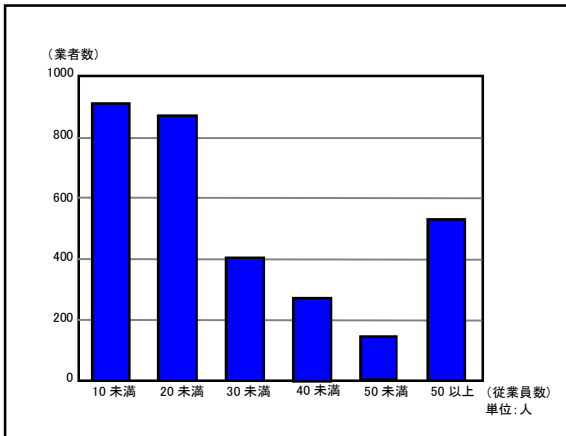
#### ②廃棄物処理業者の規模

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に加盟する産業廃棄物処理業者(調査対象3,000社)の従業員数別の分布状況をみると、収集運搬業では従業員数50人未満の業者が約8割に達している。同様に中間処理業者・最終処分業者においても約7割が従業員数50人未満の企業であるなど、いずれの業種においても中小・零細企業が多いのが特徴である(図表2-1~2-3)。

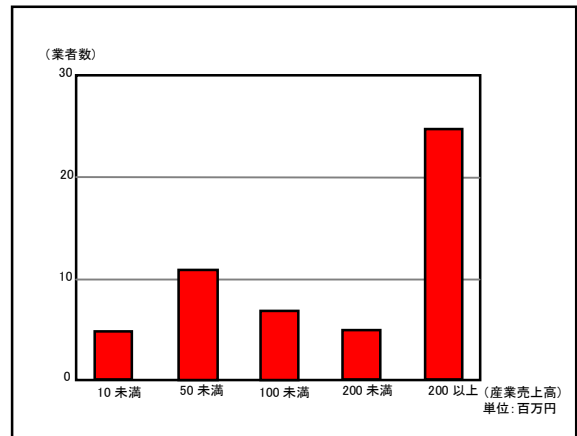
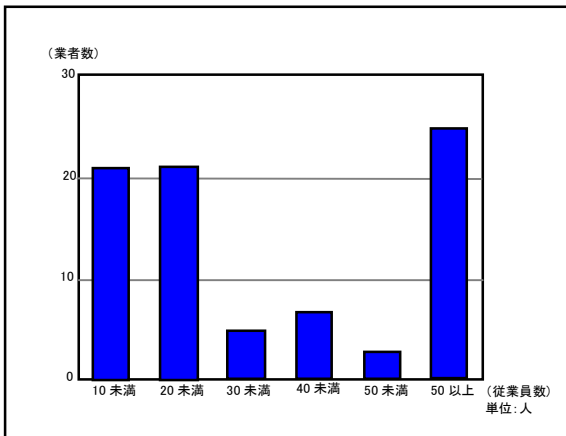
また、売上高別の分布状況をみると、収集運搬業では売上高2億円未満の業者が約9割に達しているのに対し、中間処理業者・最終処分業者においては売上高2億円未満の業者が3,4割である。このことは、収集運搬業がトラック1台から参入できることや兼業でこの業種に参入する個人事業者が多い(兼業率:約97%)ためと思われる(図表2-4~2-6)。

次に、日本の産業廃棄物処理事業の大手企業をみると、平成17年度の申告所得では(株)ダイセキ(名古屋市)、(株)シンシア(東京都)、(株)ダイカン(大阪市)の順位であり、大手10社平均でみると、平均売上高は70億9,500万円、平均申告所得は16億4,900万円、平均従業員数は217人であるなど、大手10社でみても平均規模が小さいといえる。

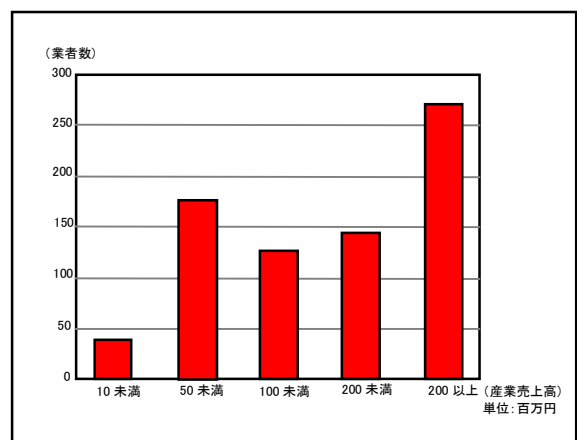
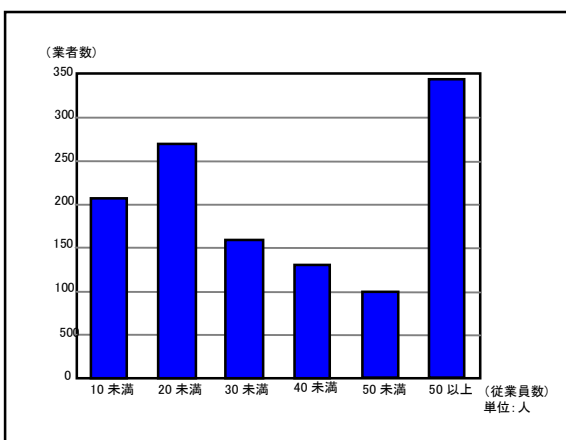
(図表 2-1) 収集運搬業者従業員数別分布表 (図表 2-4) 収集運搬業者売上高別分布表



(図表 2-2) 中間処理業者従業員数別分布表 (図表 2-5) 中間処理業者売上高別分布表



(図表 2-3) 最終処分業者従業員数別分布表 (図表 2-6) 最終処分業者売上高別分布



(出典) 財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

次に、平成 15 年度末時点での大都市圏における収集運搬業者、中間処理業者の事業規模をみると、1 許可あたりの収集運搬業者平均事業規模では、中部地域は 549t/年となっており、関東・関西地域とほぼ同規模である。

しかし、1 許可あたりの中間処理業者平均事業規模では、中部地域の 9,445t/年に対して関東地域は 18,806t/年、関西地域は 26,033t/年となっており、関東・関西地域の約半分以下である。このことは、関東・関西地域に比べ中部地域は中小・零細企業が多く存在し、中部地区の廃棄物処理はこれらの業者に支えられているといえるが、排出者責任の強化に対応して、廃棄物処理の管理強化の支援が必要である(図表 2-7)。

(図表 2-7) 大都市圏における収集運搬業者と中間処理業者の平均事業規模

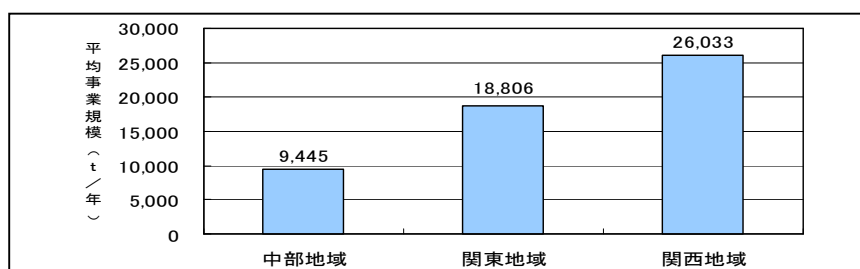
	中部地域	関東地域	関西地域
収集運搬許可件数	36,567 件	73,644 件	48,850 件
中間処理業許可件数	2,127 件	1,809 件	1,152 件
年間搬出量	2,009 万/年	3,402 万/年	2,999 万/年
1 許可あたりの収集運搬業者平均事業規模	549 t/年	461 t/年	614 t/年
1 許可あたりの中間処理業者平均事業規模	9,445 t/年	18,806 t/年	26,033 t/年

(注) 関東地域、関西地域の年間搬出量は本会で推計

(出典) 環境省資料に基づき本会で作成



中間処理業者の平均事業規模



- ・中部地区の中間処理業者は、関東・関西地域に比べ中小・零細企業が多く存在。
- ・排出者責任の強化に対応して、廃棄物処理の管理強化の支援が必要である。



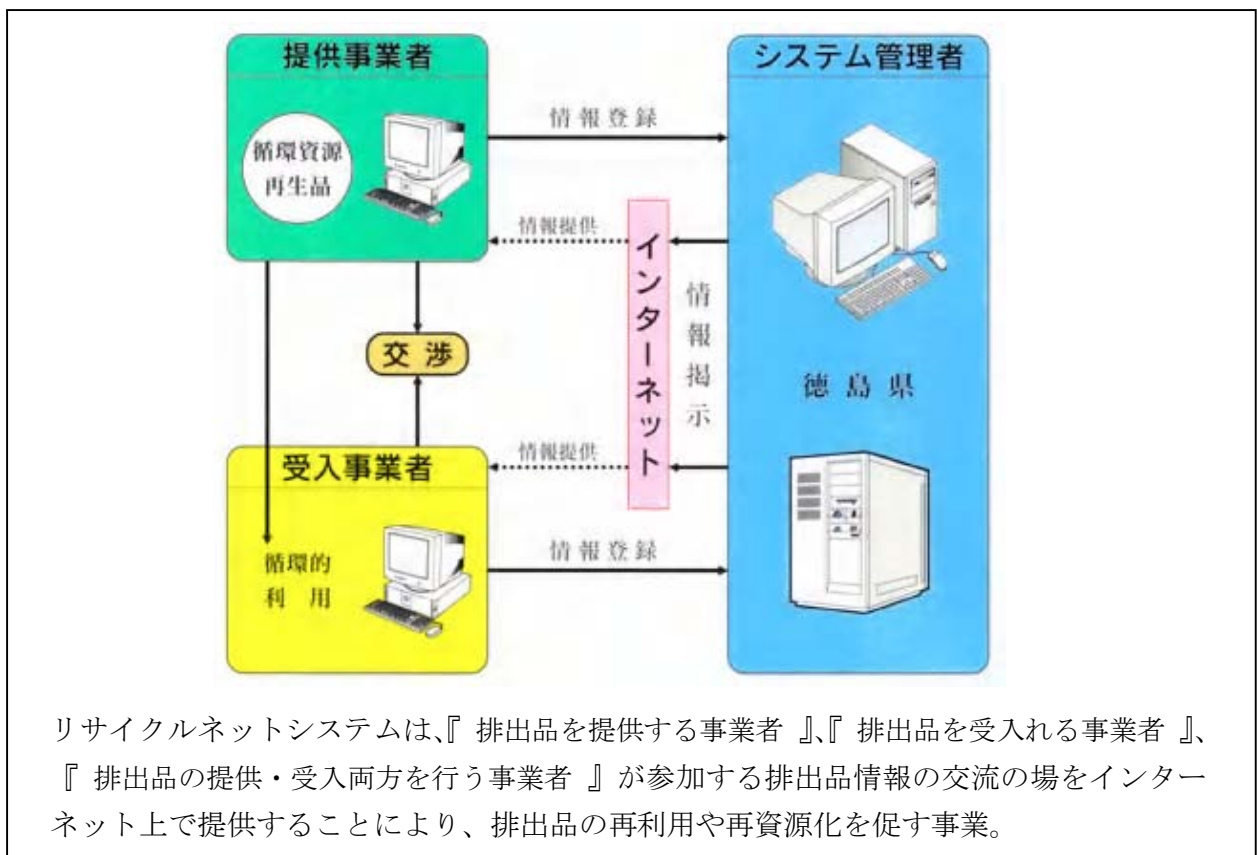
### ③産業廃棄物処理に関する情報整備の遅れ

行政の廃棄物に関する情報提供としては、廃棄物処理・処分の迅速かつ的確な把握、分析及び公表に向けた統計情報の整備、製品のLCA情報、新技術の情報などが求められている。

しかし、産業廃棄物の処理・処分情報については、各県とも5年ごとにしか実態調査を行っておらず、さらには調査から報告までに1年以上かかることから、タイムリーな情報提供が期待される場所である。また、広域移動の情報については、調査から国の報告までに2年以上かかっており、不法投棄などへの活用はますます困難である。

次にリサイクルを促進するためには、いつ、どこで、どんな種類の廃棄物が、どれだけ発生しているのか、さらには、いつ、どこで、どんな需要が生じているのかといった需給情報も殆ど存在しないため、各県では「廃棄物情報交換システム」(図表 2-8)などを立ち上げ廃棄物の需給マッチングを行っている。しかし、システム運営を開始して数年が経過した現時点でも、ほとんど取引実績がなく、「登録企業の不足」、「仲介機能の不在」など、システムの課題もいくつか挙げられている。

(図表 2-8) 廃棄物情報交換システム(リサイクルネットシステム例)



リサイクルネットシステムは、『 排出品を提供する事業者 』、『 排出品を受入れる事業者 』、『 排出品の提供・受入両方を行う事業者 』が参加する排出品情報の交流の場をインターネット上で提供することにより、排出品の再利用や再資源化を促す事業。

(出典) 徳島県HP



## (2)産業廃棄物最終処分場の整備状況と広域移動

### ①産業廃棄物最終処分場の規模と処分料金

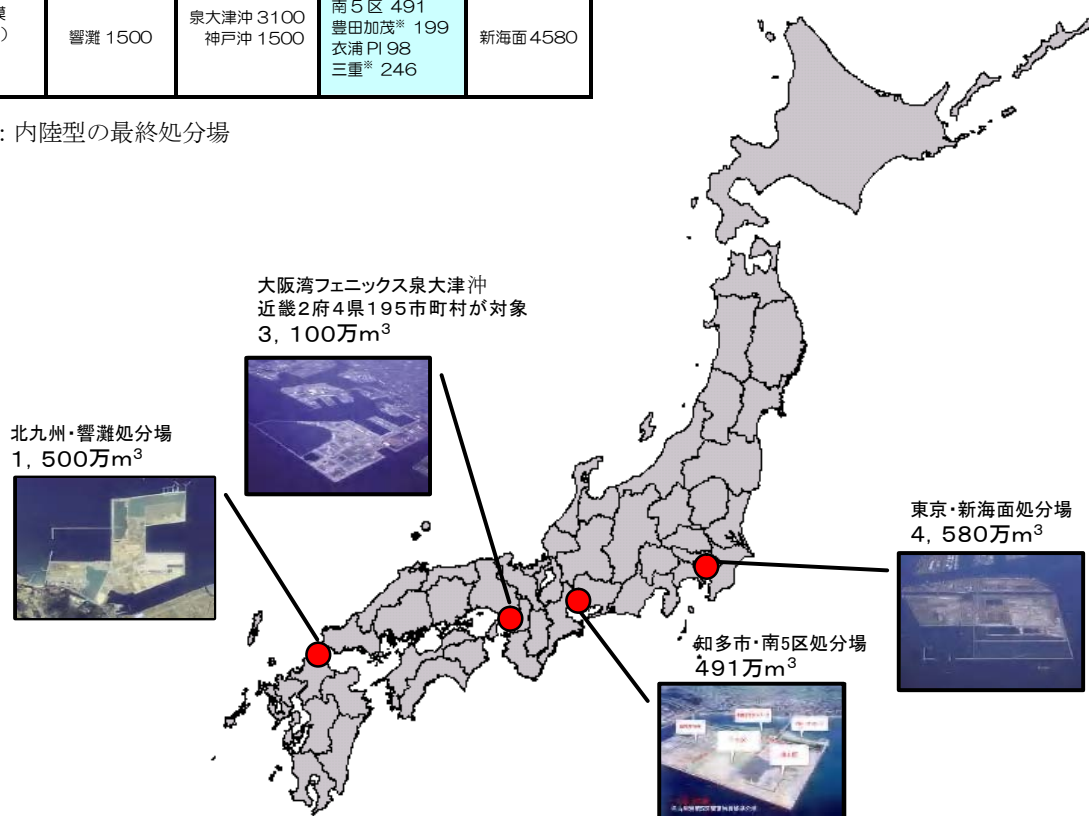
中部地域の最終処分場規模としては、南5区の491万 $m^3$ を最大として100万 $m^3$ を越えるいくつかの最終処分場が存在するが、関西・九州のように1,000万 $m^3$ を超える大規模な最終処分場がなく、県単位で整備するため分散している(図表2-9)。

新規の最終処分場の整備には長い年月を要し、法改正によって新規処分場の許可が困難な状況にあり、最終処分場のひっ迫に伴い最終処分料金の上昇が懸念される。今後もリサイクルの強化を図り、最終処分量を削減していくが、処分料金の高騰は産業廃棄物の不法投棄につながることも懸念されるため、処分料金の設定は非常に重要である。

(図表2-9)全国の主要な大規模最終処分場

	九州	関西	中部	関東
処分場規模 (万 $m^3$ )	響灘 1500	泉大津沖 3100 神戸沖 1500	南5区 491 豊田加茂* 199 衣浦PI 98 三重* 246	新海面 4580

※：内陸型の最終処分場



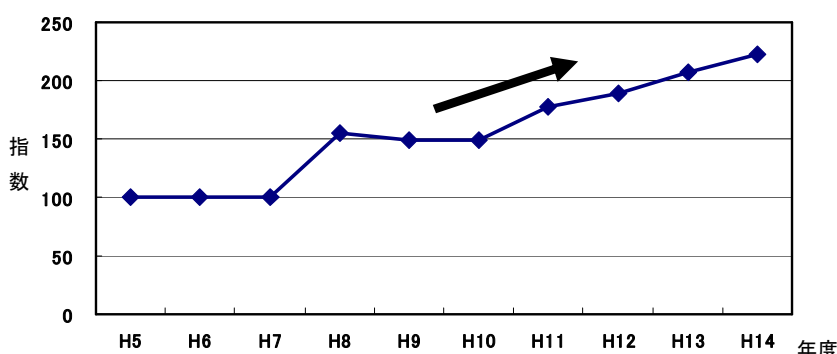
(出典) HPより本会で作成

- ・関東・関西・九州に見られるような、大規模な最終処分場は、中部地域にはない。  
(1,000万 $m^3$ 超)
- ・最終処分場のひっ迫が、処分料金の高騰の引き金となり、不法投棄が懸念される。

全国の管理型最終処分場を対象にした処分料金のヒアリング調査によると、全国の処分料金は、平成7年度以降徐々に上昇しており、平成7年度から平成14年度までの7年間でおおよそ2倍の上昇が見られる(図表2-10)。

最終処分場の埋立容量と処分料金の傾向をみると、500万 $m^3$ を越えたところから処分料金が安定してくることから、最終処分場整備をするためには、スケールメリットを活かした一定規模以上の埋立容量が必要である。(図表2-11)

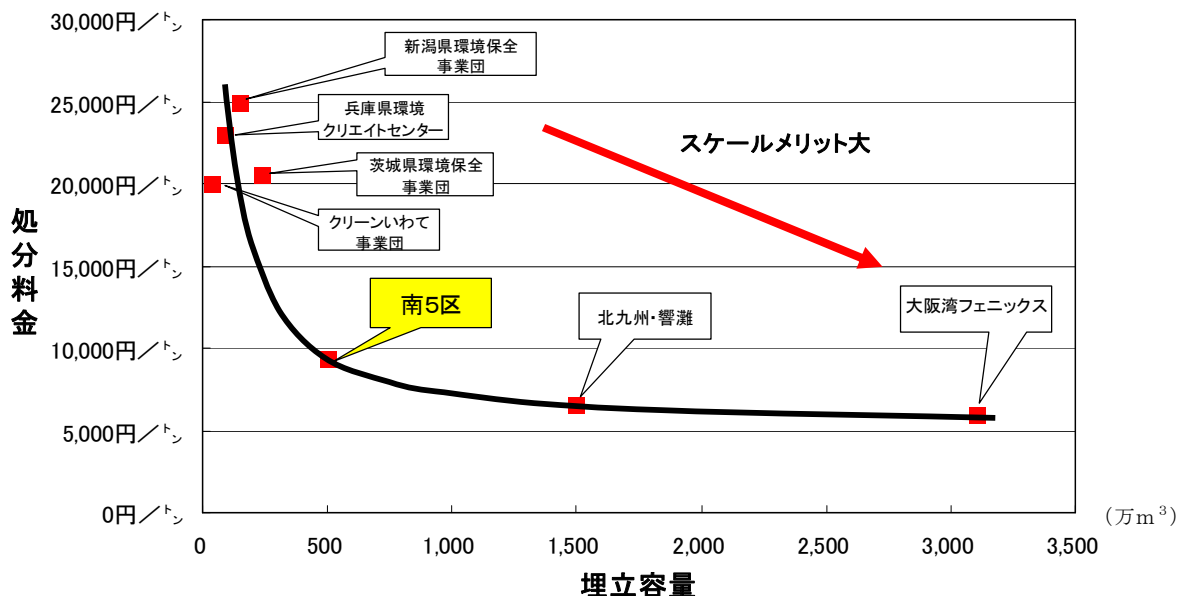
(図表2-10) 管理型最終処分場(全国)の処分料金の推移



(出典) 環境省「平成14年度 産業廃棄物の処理処分料金等に関する調査」

・処分料金の上昇傾向は、最終処分場のひっ迫と厳格な維持管理の強化に起因。

(図表2-11) 最終処分場の埋立容量と処分料金



(出典) HP資料に基づき本会で作成

・適正な最終処分料金に抑えるためには、施設整備費、管理費を大幅に削減することが重要であり、スケールメリットのある大規模な最終処分場の整備が必要である。

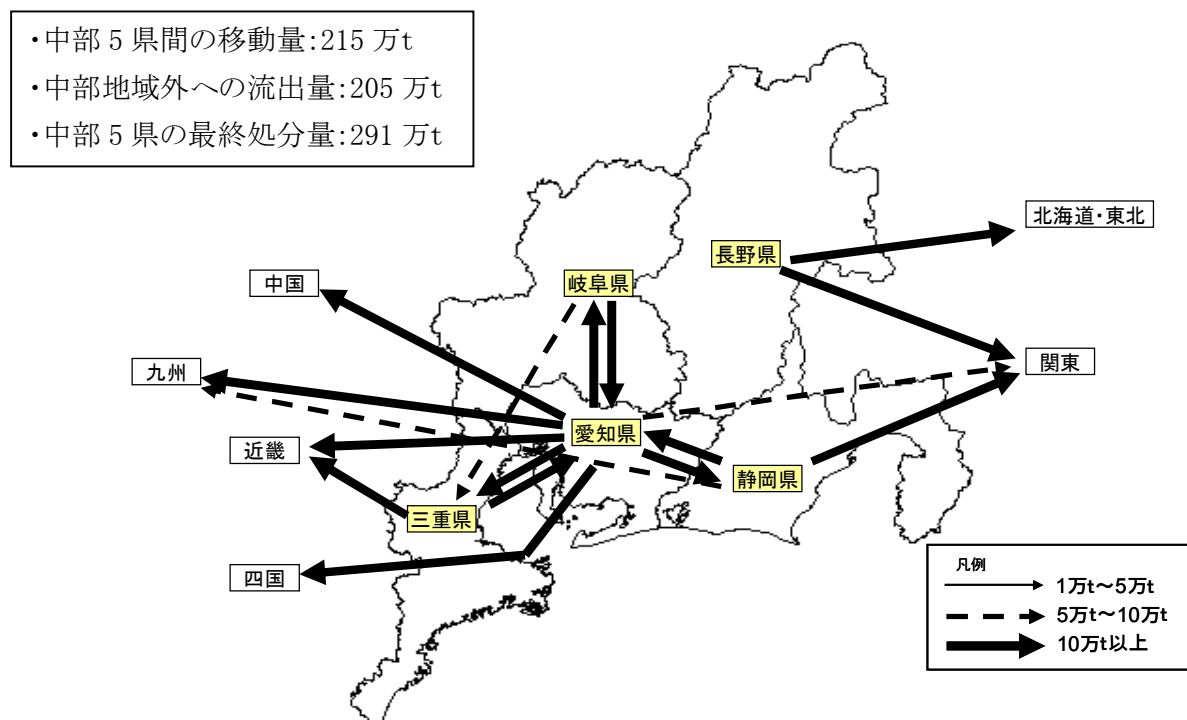
## ②産業廃棄物の広域移動の実態と搬入規制

中部地域の産業廃棄物の排出量は約 4,570 万t/年であり、このうち排出事業者による減量化や資源化を除いた約 2,900 万t/年が中間処理または最終処分のために排出事業者から搬出されている。その内中部5県間で移動した量は約 215 万t、中部地域外への流出量は約 205 万tとなっており、県域を越えて移動する量がかかなり多い(図表 2-12)。

次に、中間処理目的の広域移動をみると、愛知県、岐阜県、三重県から、近畿～九州方面へ 10 万tを超える量のばいじん、鉱さい、燃え殻等の産業廃棄物が広域移動しており、長野県、静岡県からは、がれき、金属くずが関東以北へ広域移動している。また、最終処分目的の広域移動をみると、愛知県から岐阜県において、汚泥、廃プラといった建設廃棄物の移動が中心であり、全体的に最終処分目的で広域移動する量は少ない。

このことは、公共関与の最終処分場では他県からの産業廃棄物の受入を行っておらず、最終処分目的での移動が少ないことによる。

(図表 2-12) 中間処理と最終処分目的による広域移動(平成 16 年度)



(出典) 環境省資料に基づき本会で作成

・産業廃棄物処理は、中間処理目的で県域を越えて広域移動しているのが実態である。  
 中部 5 県間の県外への移動量は 215 万t、中部地域外への流出が 205 万tと多い  
 (最終処分量の 291 万tと同レベル)

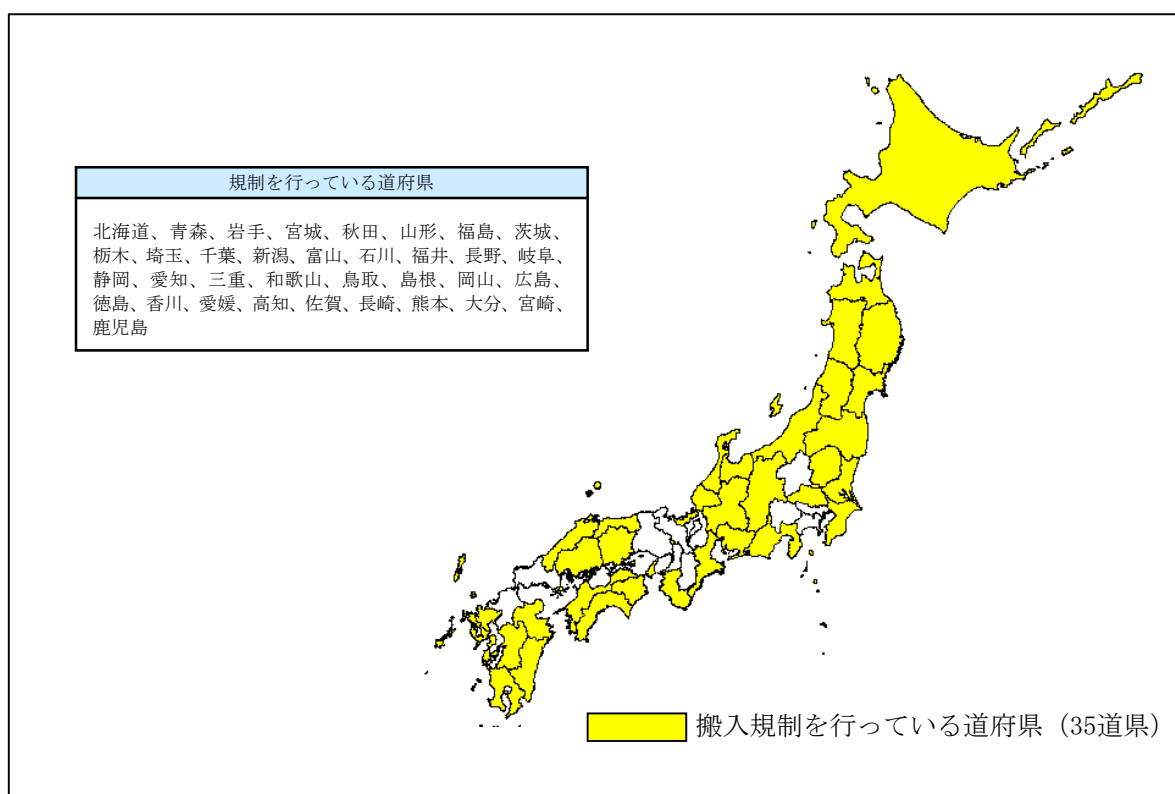
このような産業廃棄物の広域移動により、廃棄物を受入れている地域で廃棄物が不法投棄されたり、それによる環境汚染が引き起こされた場合に、他の地域で発生した廃棄物を搬入することそのものに対する不安感や不公平感から、各地の地域紛争を誘発し、廃棄物の搬入規制が進む結果となっている。

全国で搬入規制を行っている県は、関東、近畿、北九州などの大都市圏を除く 35 道県となっている(図表 2-13)。

中部地域では5県全てにおいて搬入規制(届出、事前協議)が行なわれており、今後更に搬入規制が強化(搬入禁止、搬入量抑制)される動きもある。現状、地域によっては県外処理しか選択肢がないという切迫した状況の中で、自地域内処理に拘ると不法投棄等の問題に拍車をかけることになる。

現状、産業廃棄物については広域的な処理が行われており、県域を基準に「自地域内処理」の取り組みを検討することは却って無理なケースが多く、企業の自由な経済活動を抑制し、中間処理・リサイクル施設不足からくる処理費高騰にもつながることから、今後は広域連携での視点が重要である。

(図表 2-13) 都道府県における産業廃棄物の搬入規制状況(平成 14 年度現在)



(出典) 環境省資料に基づき本会で作成

### (3)中間処理・リサイクル施設の整備

エコタウン事業は平成9年に創設された制度であり、地域の産業蓄積などを活かした環境産業の振興を通じた地域振興および地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会の構築を目的に、地方自治体が、地域住民、地域産業と連携しつつ取り組む先進的な環境調和型まちづくりを支援するものである。

具体的には、それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン(環境と調和したまちづくり計画)」を作成し、そのプランの基本構想、具体的事業に独創性、先駆性が相当程度認められ、かつ、他の地方公共団体の見本(モデル)となりうる場合、経済産業省および環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体および民間団体が行う循環型社会形成に資する先導的なリサイクル施設整備事業に対し財政支援を実施してきた。

承認地域は、平成9年に第1号として北九州エコタウンが承認され、平成18年1月時点で26地域となっており、各地域においてリサイクル施設整備が進められてきている(図表2-14)。

また、都市再生本部の都市再生プロジェクトの一つとして広域連携による廃棄物処理・リサイクル施設整備を目的としたプロジェクトが平成13年6月に「首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会」として設置された。続いて、平成14年7月に「京阪神圏ゴミゼロ型都市推進協議会」が設置され施設整備が進められてきた。

これまでの大都市圏におけるエコタウン事業とゴミゼロプロジェクトの総事業費を地域別に集計したものが、図表2-15である。

首都圏ゴミゼロの総事業費は約1,200億円、京阪神圏ゴミゼロの総事業費は約100億円、さらに北九州エコタウン事業の総事業費が約450億円規模であるのに対して、中部地域(岐阜県、愛知県、四日市市、鈴鹿市)のエコタウン事業は36億円規模に留まっている。

エコタウン事業そのものは、補助予算の規模が年々縮小され、ついに平成18年度で終了してしまったため、リサイクル設備のハード補助が非常に困難になってきている。

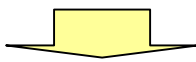
過去の事例を検証してみると、リサイクル事業を補助金無しで、採算ベースに乗せるのは至難の業であることが分かる。

今後は、エコタウン事業のような補助制度に頼ることができないので、既存のリサイクル施設の能力アップや既設プラントの活用を考えていく必要がある。

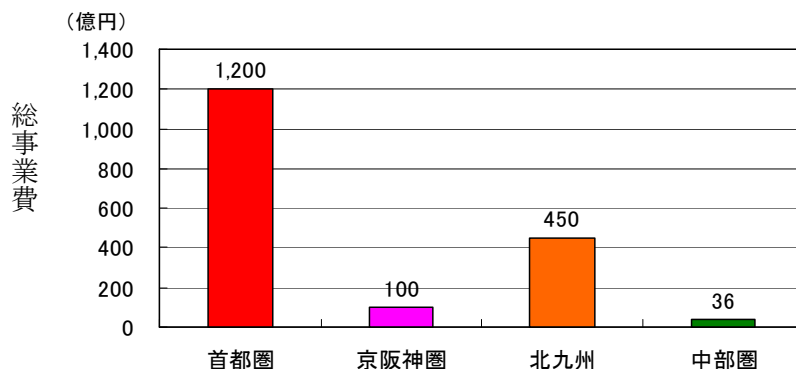
(図表 2-14) エコタウン事業の承認地域(H18.1 時点)



(出典) 経済産業省



(図表 2-15) エコタウン・ゴミゼロプロジェクトの総事業費



(出典) 環境省資料に基づき本会で作成

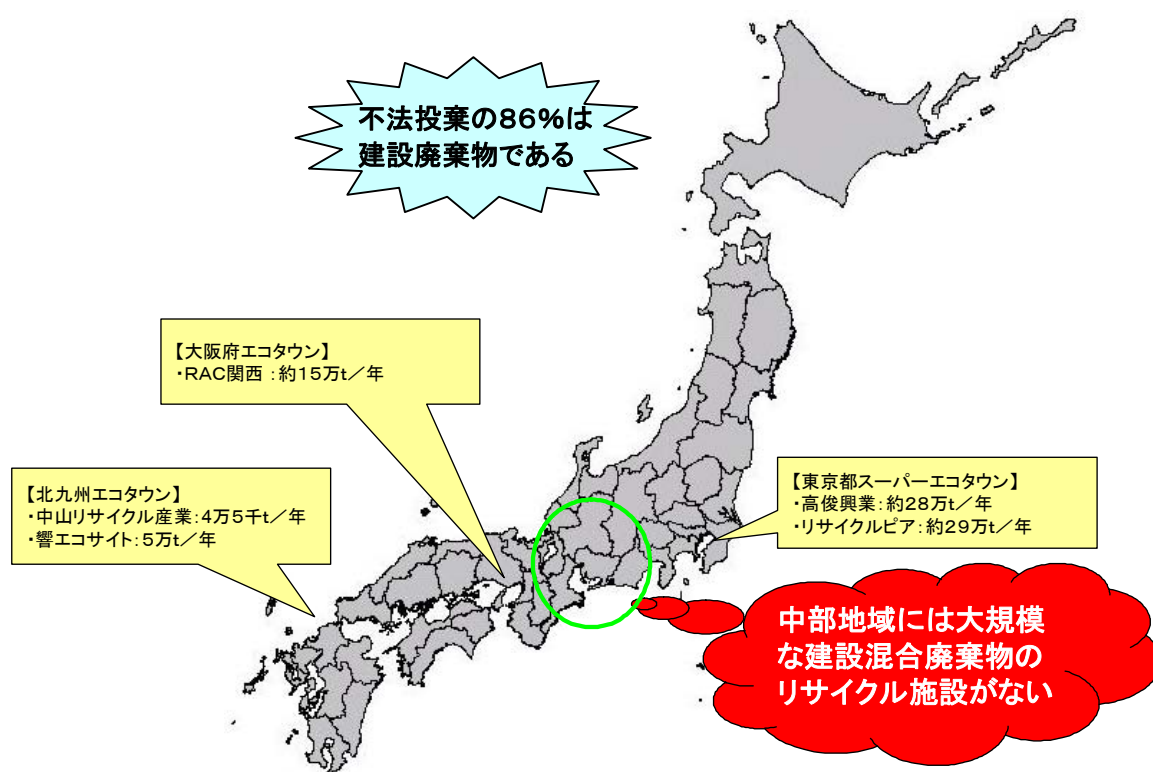
・エコタウン事業等による施設整備の規模は、他の地域と比べ、中部地域の規模はかなり小さい。



また、リサイクル施設整備の中で、建設廃棄物のリサイクル施設の整備状況を見ると、中部地域を除き、いずれの大都市圏においても公共関与による大規模なリサイクル施設整備が行われているが、中部地域は大規模なリサイクル施設が整備されていないのが現状である（図表 2-16）。

今後、高度経済成長期に大量に建築された建築物等が耐用年数を迎えることから、建物の改修・解体工事が増加すると推測され、建設廃棄物の発生量は今後さらに増加していくものと見込まれている。不法投棄の86%は建設廃棄物であるため、リサイクル施設能力の強化が必要である。

(図表 2-16) 建設混合廃棄物のリサイクル施設整備状況



(出典) HP資料に基づき本会で作成

- ・今後、高度経済成長の時代に建設された建物の解体需要が増加すると予想される。
- ・他の地域に比べ、中部地域は大規模な建設系リサイクル施設の整備が遅れている。
- ・不法投棄を撲滅するには、特に建設廃棄物のリサイクル施設能力の強化が必要である。

第3章 安心・安全な産業廃棄物処理を目指して  
 —資源循環型社会“広域環境ループ”の構築—

動脈産業と静脈産業が一体となって、県域を越えた広域的なループで連携が強化された資源循環型社会「広域環境ループの構築」について提言内容を提示する。

《当地域の課題》(第2章より)	《重点施策》
① 中間・リサイクル業者は中小規模	➡ 中間処理・リサイクル業者の育成強化
② 広域性のある大規模な最終処分場がない	➡ 広域の利点を活かした最終処分場の施設整備
③ リサイクル施設の整備は遅延	➡ 既設設備のポテンシャル活用したリサイクル

## 円滑に推進する母体『環境ループ広域連携協議会』の設置

(環境共生会議を発展:5県2市、国の出先機関)

主要テーマ: 中小規模処理業者のIT化(電子マニ)、規制の地域内統一化、情報基盤の整備、広域最終処分場のあり方 など

### 広域環境ループ(基本コンセプト)

#### 広域環境ループとは

中部圏において、動脈産業(製造業等)と静脈産業(廃棄物処理業)が広域的なループで連携を強化し、県単位の障壁がない有機的に統合されたエリア内で、ハード・ソフト施策の両面から資源循環型社会を目指すこと

#### ○広域化の意義

- ・規模の経済(スケールメリット)・・・安価な適正処理
- ・バラツキの平準化・・・廃棄物発生量・品質変動を安定化

#### 動脈産業

自動車など  
中部圏は強い

ハード面  
リサイクル  
工場活用

広域最終処分場の整備

ソフト対策  
中小事業者のIT化  
処理工程の透明性

循環型社会の構築

#### 静脈産業

➡ 収集・運搬 中間リサイクル事業  
中部圏は規模が小さく弱い



万博の理念を継承  
グローバルループより

5県2市、国の出先機関との連携強化により産業界と各自自治体がハード、ソフト両面から静脈産業を強化し、循環型社会を構築



## 《重点施策》

### (1)中間処理・リサイクル業者の育成強化等 ～廃棄物処理の信頼性・透明性の向上～

#### ①頼れる中小規模処理業者への支援策の強化・充実(IT化支援)【国・県・市が主導】

中間処理・リサイクルを推進する上で、処理業者の果たす役割は大きく、廃棄物処理の信頼性・透明性の向上に、努めることが必要である。また、排出事業者側も排出者責任の強化の観点から、優良な処理業者を選定することで協力することが重要である。行政への要望としては、静脈産業が自立できるように廃棄物処理業者の質的向上や税財政上の優遇措置などの施策を一層充実することが望まれる。

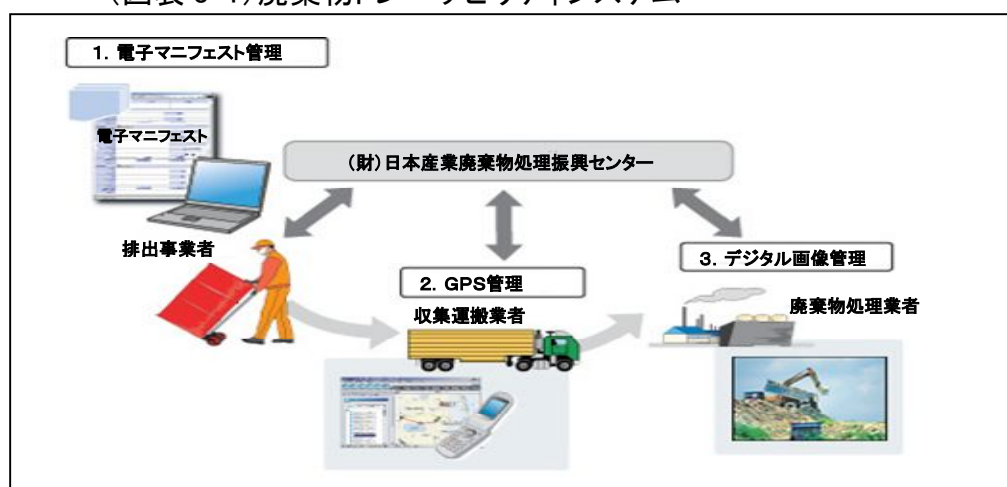
産業廃棄物処理業者の多くは、中小・零細企業であるため、人材・技術力・資金力・情報の不足を抱えており、今後も行政支援が期待されている。このためには、

- ①行政内の縦割りの個別政策でなく、横断的な取り組みとして環境を機軸とした中小規模処理事業者の育成施策を一元的に実施する。
- ②廃棄物処理の透明性を上げるためには、まず第一歩として中小規模事業者への電子マニフェストの導入を資金面・導入教育面で支援すべきである。

特に、排出事業者からは、積極的な情報公開や電子マニフェストの導入などの対応が求められていることから、中小規模処理業者に対するIT化支援を施策の中心とすべきである。

また、先進的なトレーサビリティシステムの取組みが進められており、電子マニフェストも使いやすく改善されてきているので、積極的に導入を図る必要がある(図表 3-1、3-2)。

(図表 3-1) 廃棄物トレーサビリティシステム



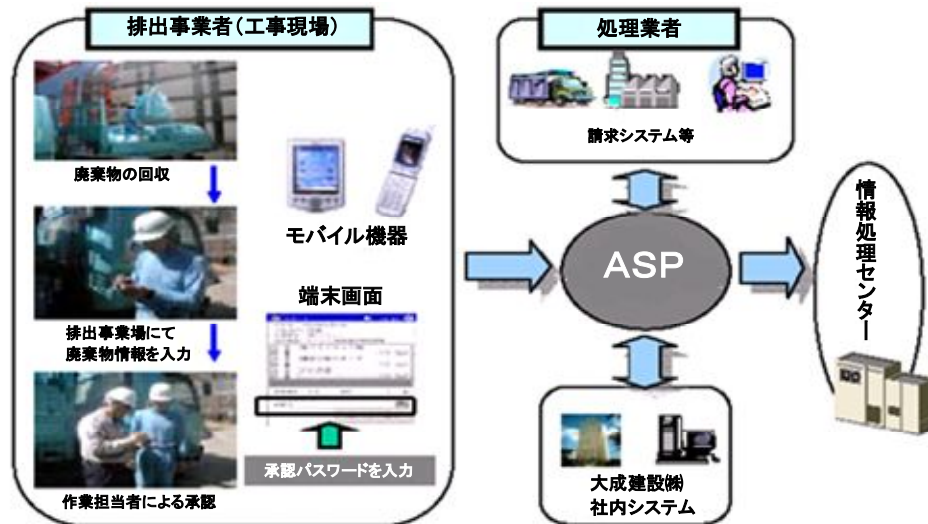
(出典) アースデザインインターナショナル株式会社

・排出者責任として廃棄物処理行程をきちんと把握することが、求められる。

(図表 3-2) ITを活用した廃棄物管理の事例

【大成建設の事例】

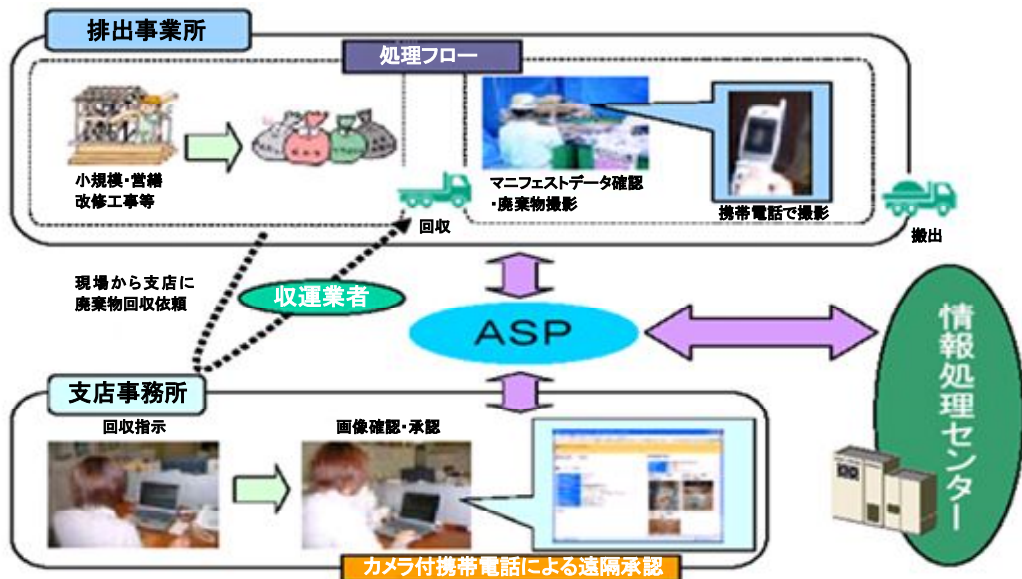
- ・建設工事現場において、収集運搬業者の運搬担当者はモバイル機器(PDA又は携帯電話)を用いて、廃棄物の種類、数量等の情報を入力する
- ・建設現場担当者(大成建設)は、モバイル機器に入力された情報を確認し、承認パスワードを入力
- ・承認パスワード入力後、マニフェスト情報はASPを経由して情報処理センターに登録されるとともに、排出事業者(大成建設)と処理業者のそれぞれの社内システムにマニフェスト情報等が取り込まれる



※ASP：アプリケーションサービスプロバイダ

【前田建設の事例】

- ・小規模・営繕工事等から発生する小口廃棄物を回収する際、運搬担当者のカメラ付き携帯電話を用いて、回収する廃棄物の種類、数量のマニフェスト情報と廃棄物の画像情報を排出事業者の支店事務所(前田建設工業)に送信
- ・支店事務所のパソコンで送信された廃棄物の画像情報等をリアルタイムに確認し、承認情報を運搬担当者のカメラ付き携帯電話に送信。同時に情報処理センターにマニフェスト登録が行われる
- ・運搬担当者は、排出事業者から承認情報を確認後、廃棄物を搬出



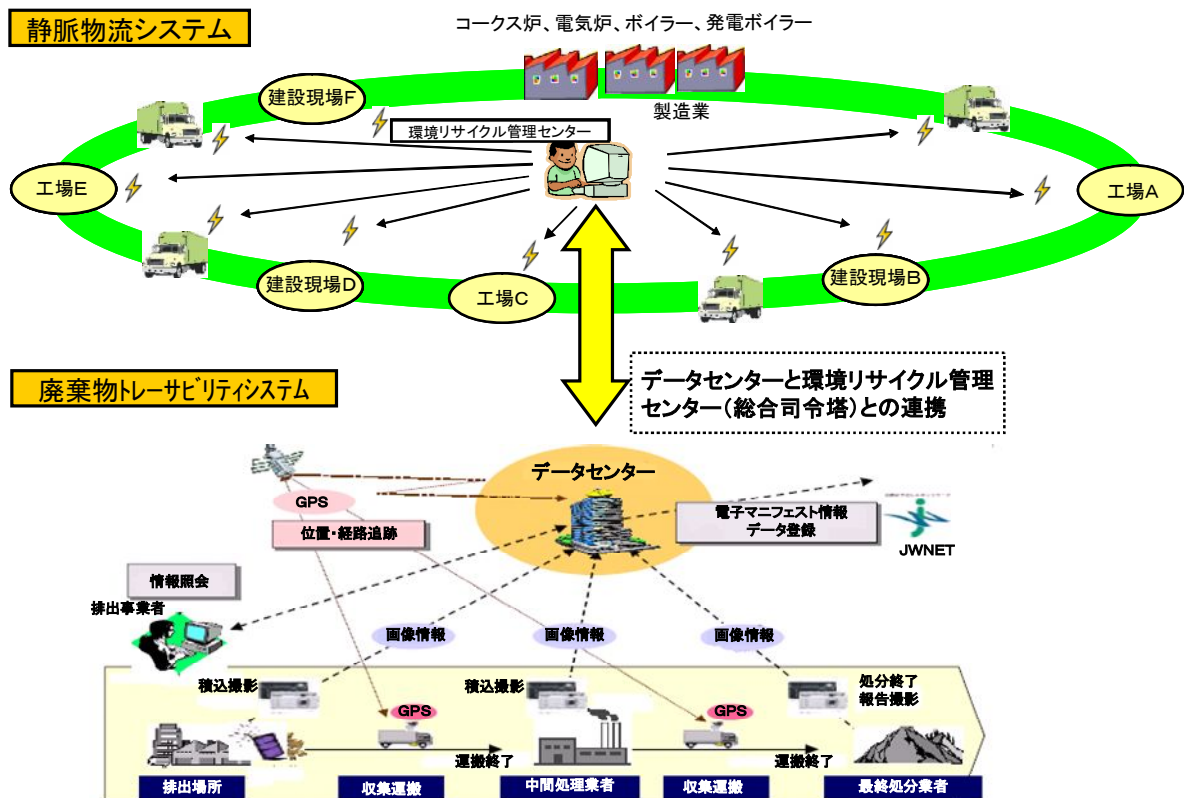
(出典) 環境省

## ②広域的な廃棄物に関する情報基盤の整備

静脈産業がさらに進展するためには、どんな廃棄物(循環資源)がいつ、どこで、どんな種類のものがどれだけ発生し、それがどこに運ばれているかを知ることが不可欠である。しかしながら、廃棄物の発生量自体は廃棄物行政の中で部分的には明らかになっているが、その流動状況は必ずしも明らかではない。このためマニフェストを再集計すれば、かなりのことが把握できるはずであるが、まだそこには至っていない。

今後は、電子マニフェストの情報により廃棄物の発生量とその循環的な利用及び処分の状況など、各主体が必要とする情報を迅速かつ的確に入手し、利用できる体制を整備することが必要である。そのためには、廃棄物の統計情報の速報体制の整備、情報のネットワーク化、および正確な情報を把握するために必要な調査の実施など、情報基盤の構築と調査の実施の検討を進めるべきである(図表 3-3)。

(図表 3-3)資源循環型社会システム構築のイメージ図



(出典) 本会にて作成

産業廃棄物は、排出事業者の責任において自ら又は産業廃棄物処理業者などに委託して適正に処理することが義務づけられている。また、廃棄物処理法の改正により、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」が創設され、平成 17 年 4 月より施行されている。

この評価制度に係る評価基準の適合業者は、更新許可等の際に提出する書類を一部省略できるほか、ホームページを利用して公表されるとともに、許可証に評価基準への適合を確認した旨が記載される。

廃棄物処理業者が、優良事業者の評価制度の適合を受けることは、積極的に情報公開していることになるため、現状の猶予期間をさらに延長するなどの措置により、適合者を増やし、情報公開を積極的に進める働きかけが重要である。特に、中部地域においては、優良な処理事業者を育成する観点からも、電子マニフェストの導入などを評価基準に取り入れることについての統一的検討も必要である。

#### 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の概要

##### ◇制度の目的

- － 優良な産廃処理業者を育成する
- － 排出者責任の強化を受け、排出事業者が優良事業者を選択する

##### ◇評価制度の仕組み

- － 都道府県知事は、評価基準適合業者については、更新許可等の際に提出する申請書類の一部を省略させることができる
- － 都道府県知事は、許可申請の時点で評価基準への適合を確認した旨を許可証に記載する

##### ◇評価基準の3つの観点

- － 遵法性
- － 情報公開性
- － 環境保全への取り組み

(出典)財団法人地球環境戦略研究機関エコアクション21中央事務局

## (2)最終処分場の広域的な施設整備 ～公共関与と適正な処分料金～ 【県・市が主導】

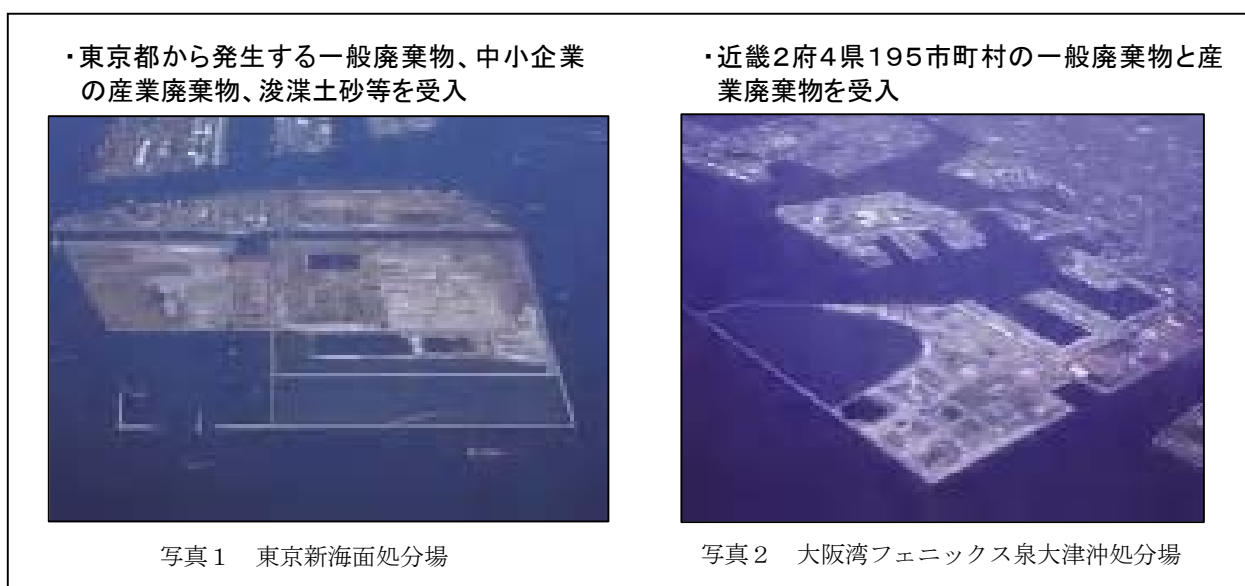
### ①広域最終処分場の施設整備のあり方

産業廃棄物処理施設の整備は、排出事業者責任の原則の下、民間による処理が基本となるが、産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理の頻発から、産業廃棄物処理施設に対する住民の不信感、不安感が高まっており、民間の自助努力による産業廃棄物処理施設の整備が困難になってきている。

このため産業廃棄物の最終処分場は、積極的な公共関与による施設整備を強く要望していく必要がある。特に整備にあたっては、公共関与による信用力を活用して安全性・信頼性の確保を図りつつ、民間の資本・人材等を活用して廃棄物処理施設を整備する第三セクター等の施設整備を進めることが重要である。

行政が主導で整備を行っている例として、東京湾、大阪湾では、大規模な最終処分場の整備が進められている(図表 3-4)。その事業内容には、歴史的にも複雑な背景ニーズや行政支援策などがあり、当地域で実現するのは容易なことではないが、中長期的な展望をもってじっくりと協議を積み重ねることから始める必要がある。

(図表 3-4)大規模最終処分場の整備事例



(出典) 国土交通省

- ・最終処分場整備は、民間の自助努力だけでは難しいため、公共の積極的関与が不可欠。
- ・中部地域において広域的でスケールメリットがとれる最終処分場の整備が必要。

中部地域で公共関与の産業廃棄物最終処分場の整備は愛知県と三重県に廃棄物処理センターの指定を受けた第三セクターがあるのみで他の県にはないことから、公共関与による最終処分場の整備を中部全域として考えていく必要がある(図表 3-6)。

最終処分場を整備するためには数百億円を超える事業費が必要であり、供用開始から 15 年以上も運営していくためには、安定した搬入量の確保が重要である。しかし、1つの地域だけでは十分な量の確保が困難な場合やスケールメリットを出すためには、500 万 $m^3$ を越える規模の最終処分場整備が必要となるが、長野県、岐阜県、三重県では最終処分量が 9~25 万t/年であるため、単独県でスケールメリットのある最終処分場整備は困難である。

このため広域的な最終処分場の整備として、例えば内陸部のケースでは、県域を越えて長野県と岐阜県の共用処分場の可能性検討や、前述の如く将来的には、広域的でスケールメリットがとれる大規模な最終処分場の整備が必要である。

(図表 3-6) 中部地域の公共関与の最終処分場

名称		(財)愛知臨海環境整備センター(アセック)	(財)衣浦港ポートアイランド環境事業センター	(財)豊田加茂環境整備公社	(財)三重県環境保全事業団	
廃棄物受入計画	受入期間	平成 4 年 3 月～平成 22 年 3 月	平成 11 年 2 月～平成 21 年 3 月 ※産廃は 20 年 3 月迄	平成 4 年 4 月～平成 36 年 3 月	平成 17 年 8 月～	
	受入廃棄物	産業廃棄物 一般廃棄物	産業廃棄物 一般廃棄物	産業廃棄物 一般廃棄物	産業廃棄物	
	受入地域	産廃	県内全域	衣浦港周辺 5市4町	豊田市(旧東西加茂郡の町村を含む)・三好町	県内全域
		一廃	尾張地域	衣浦港周辺 10市8町	豊田市(旧東西加茂郡の町村を含む)・三好町	—
施設概要	設置場所	知多市新舞子地先	衣浦港2号地沖 (碧南市港南町地先)	豊田市御船町山ノ神地内	四日市市三田町9番	
	面積	56.0ha	12.8ha	9.5ha	7.5ha	
	容量	491 万 $m^3$	98 万 $m^3$	199 万 $m^3$	55 万 $m^3$	
	H14 残余容量	92 万 $m^3$	45 万 $m^3$	123 万 $m^3$		

(出典) 各県環境部HP

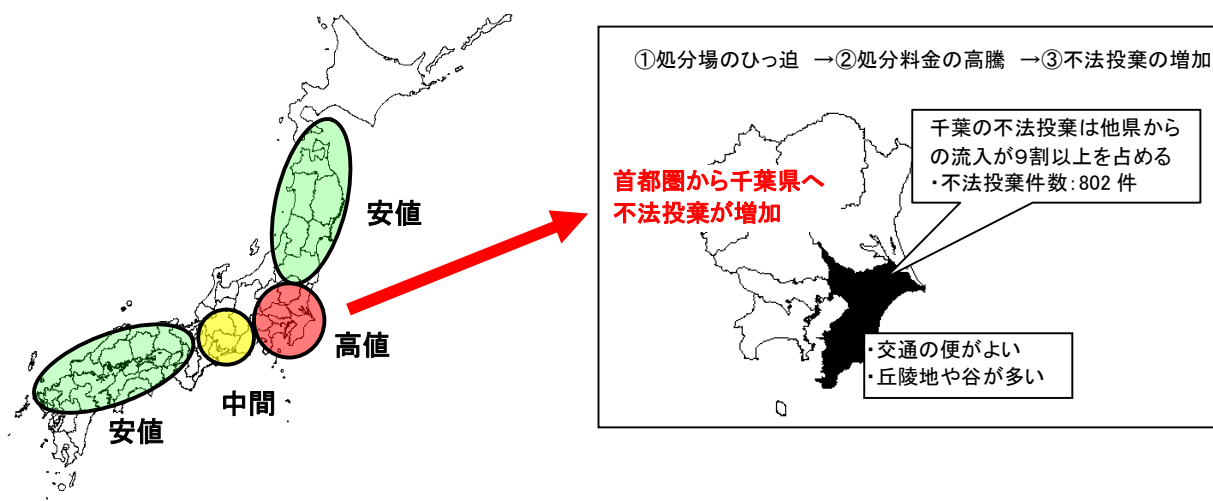


## ②不法投棄を抑制する適正な最終処分料金の設定

処分料金が上昇し、中部の処分料金 > 他地域の処分料金 + 輸送費になると、他地域への流入が起こる。関東では、周辺域に大量に流入し、不法投棄の原因となった(図表 3-7)。

最終処分場の設置・維持管理基準の強化から建設費が上昇してきており、新規の最終処分場整備にあたっては処分料金が値上がりする傾向にある。処分料金の急激な値上げは、企業の収支に与える影響が大きいこと、不法投棄の懸念につながるから処分料金の設定に当たっては、十分な考慮が必要である。また、最終処分場によっては、受入の種類に関わらず、処分料金がほぼ一律に設定されていたが、安定型、管理型の建設コスト差、埋立種類による維持管理コストの差等を考慮したリーズナブルな種類別の処分料金を設定する必要がある(図表 3-8)。

(図表 3-7) 廃棄物の地域別処分料金(イメージ)



(図表 3-8) 廃棄物の種類別処分料金 (がれき類を基準(=100)とする)

	産業廃棄物			一廃 焼却残渣
	がれき類	鉦さい	ダスト類	
愛知臨海環境整備センター	100	120	120	120
衣浦港PI環境事業センター	100	100	170	200
三重県環境保全事業団	100	100	100	330
大阪湾広域臨海環境整備センター	100	110	290	130
茨城県環境保全事業団	100	100	140	160

(出典) 聞き取り調査により本会で作成

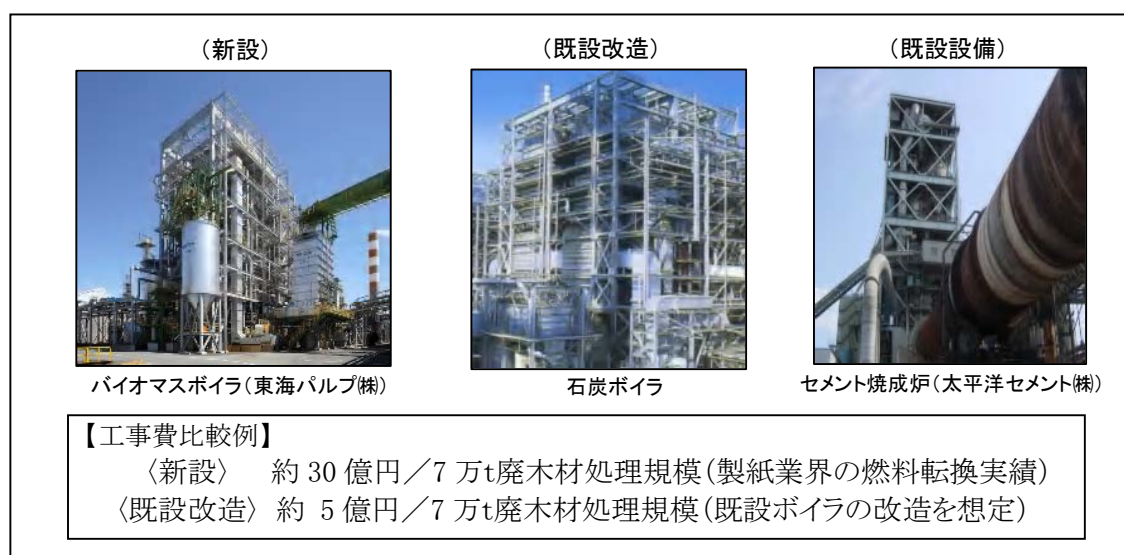
- ・最終処分料金の高騰は他地域への流出、不法投棄の引き金となるため、適正な料金に設定。
- ・廃棄物の種類別の処理・維持管理コストから、リーズナブルな処分料金を設定すべきである。

### (3)中間処理・リサイクルの施設整備

#### ①既設設備のポテンシャル活用 【企業が主導】

日本における建設廃棄物の排出量は年間およそ 8,500 万トンに達しており、新築工事から発生する廃棄物は、建設会社による発生抑制と現場分別の取組みが進んだことから年々減少傾向にあるものの、高度成長期に建設された建物の改修・解体工事から発生する廃棄物（使用済み建材）は、今後さらに増加していくものと見込まれている。これらの解体・改修系の建設廃棄物のうち、コンクリート殻や木くずなど主要 4 品目については、現在、建設リサイクル法に基づいて再利用が進められているが、廃プラや木くずについてはまだまだリサイクルの余地が大きく、将来的には中間処理・リサイクル施設の不足が予測される。しかし、前章のエコタウン事業による国の補助がなくなっており、公共と一体となった施設整備が困難となってきたことから、蓄積された製造設備・技術をベースとして、セメント、鉄鋼、製紙などの動脈産業のポテンシャルを活用した事例が出てきている。今後は、中部地域の産業においても廃プラや木くずを中間処理し燃料としたものをサーマルリサイクルしていくことが期待される。このため中間処理施設の新設では固定費の負担が大きく設備投資回収が難しいことから、既設設備を改造することにより、廃プラ、木くず等のサーマルリサイクルの促進を図ることが現実的である(図表 3-9、3-10)。

(図表 3-9) 廃木材の活用事例



(出典) 各社資料

・中部地域は、既存設備のポテンシャルを活用することで、リサイクルの促進を図る。



(図表 3-10) 廃棄物処理、リサイクルに積極的に取り組む業界例

業種	環境関連ビジネスの動向
セメント	原料、燃料として業界全体で年間約2,700万トンの廃棄物を利用している。エコセメントはセメントの主原料である石灰石と粘土の一部を焼却灰で代用して製造するセメントで、従来塩素が鉄筋を腐食させるため用途が限られると言われてきたが、塩素除去技術の開発が進み、塩素含有量を下げたエコセメントも開発されるなど、用途拡大の可能性が高まりつつある。太平洋セメントと三井物産は共同出資で市原エコセメントを設立、年間6万トンの焼却灰を処理するプラントを01年4月に稼働させる。
鉄鋼	NKKは廃プラスチックをコークスの代替原料として使用する技術を生かし、容器包装リサイクルや家電リサイクルに進出している。特に廃プラスチックをコークスの代替原料として高炉に吹込む技術は、CO2発生量を減らす効果もあるため、他の高炉各社も積極的に取り組んでいる。
造船重機	焼却炉などの廃棄物処理装置の製造、納入に加えて、自治体のゴミ処理施設の運営の受託にも注力している。また、PFIの仕組みを活用した資金調達などを視野に入れ、廃棄物処理事業を強化する動きもある。
鉱業 (非鉄金属)	同和鉱業や三菱マテリアルなどが、非鉄精錬の技術を活用して廃家電リサイクルなどの廃棄物処理や、土壌回復事業などを手がけている。

(出典) 住友信託銀行「調査レポート」

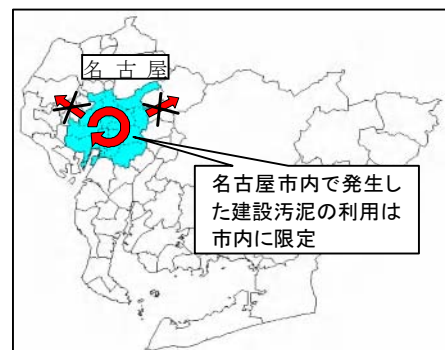
## ②廃棄物処理の規制見直し・広域利用化 【県市が主導】

廃棄物であれば一律に規制するという現行制度を、リサイクルの推進の視点から再検討する必要がある。リサイクル率の向上が求められている汚泥をはじめとして産業廃棄物全般に対して、再利用されることが明らかな廃棄物については、規制を見直すべきである。特に産業廃棄物は県域を越えて広域的に処理されるため、県単独での見直しでは効果に限界があるため、複数県で協議することにより、広域的な仕組みを構築するようすべきである。

### 【汚泥のリサイクル推進事例】

現行の廃棄物処理法では、汚泥利用のガイドラインが整備され、原則化ルールの指定副産物に加えられている。しかし、名古屋市は汚泥のリサイクル条例を定めているが、他県では条例が制定されていない。

このため広域的なリサイクル需給の確保に向けて県市ごとの条例の見直しについても、リサイクル促進の観点から検討を行うべき。



### 【無価値のリサイクル推進事例】

環境省より廃棄物処理法の規制改革に関する通知(平成17年3月25日)が出され、リサイクルのために廃材等を有償で譲渡する場合に、輸送費が上回り通算して逆有償になる場合は、収集運搬の段階では廃棄物とみなされるが、リサイクル事業者に所有権が移った時点以降は廃棄物に該当しないとされた。無価値の場合はリサイクル可能なものであっても廃棄物処理法の適用となり、処理する設備が法の適用となるため、真の資源循環が進まない。

このため無価値であってもリサイクルできるものについては資源有効利用促進法および各種リサイクル法等を拡充し廃棄物処理法の規制対象外とすることが望ましい。

・既設設備のポテンシャル活用を進めるためには、規制見直し・広域利用化が必要。

#### (4) 産業界も自主行動計画に基づき積極的に貢献

循環型社会を実現するためには、産業界、国、地方自治体、消費者のそれぞれが果たすべき役割を明確にし、一体となって実効のある対策を講じていく必要がある。こうした観点から、産業界としても「環境自主行動計画」に基づく自主的な廃棄物対策を強化し、新たに産業廃棄物最終処分量の削減に関する産業界としての統一目標を設定するなど、自主的かつ積極的な取り組みを進めてきている。

さらに、次の項目に積極的に取り組むことが、廃棄物処理の透明性を高め、再資源化の向上につながり、ひいては最終処分量の削減につながることから、産業界としては、今後とも、統一目標を推進すべく自主的かつ積極的な取り組みを継続していく。

① 電子マニフェストの導入を積極的に進める(国の目標を目標)。

② 排出事業者として優良な処理事業者を積極的に選択する。

#### 【国の目標】

I T新改革戦略(平成18年1月19日)

2010年度までに、電子タグ等の活用も推進しつつ、大規模排出事業者<sup>※1</sup>について交付されるマニフェスト(産業廃棄物管理票)の80%(排出事業者全体については50%)を電子化できるようにする。

- ※1
- ・建設業 : 資本規模 1億円以上
  - ・製造業 : 資本規模 10億円以上
  - ・電気業、ガス業、リース業等 : 資本規模 10億円以上
  - ・その他、医療業、写真業、石油小売業(ガソリンスタンド)等

### (5)「環境ループ広域連携協議会」の設置

産業廃棄物問題は、県域を越えて取組まなければならない最大の課題である。

モノづくりが中心の中部地域において、動脈産業（製造業等）と静脈産業（廃棄物処理業）が広域的なループで連携を強化し、県単位の障壁がない有機的に統合されたエリア内で、ハード・ソフト施策の両面から資源循環型社会を目指すことが重要である。

この基本コンセプトを「**広域環境ループ**」と名付け、その実現に向けて円滑に推進する母体として、「**環境ループ広域連携協議会**」の設置を提案し、具体的な成果に結びつけていきたい。

#### 環境ループ広域連携協議会（案）

##### ○目的

産業廃棄物問題は、県域を越えて取組まなければならない最大の課題であるとの認識の下、中部地域の各県市が連携を強化し、広域的な課題、循環型社会形成の推進に向けた取り組みを行う。

##### ○メンバーについて

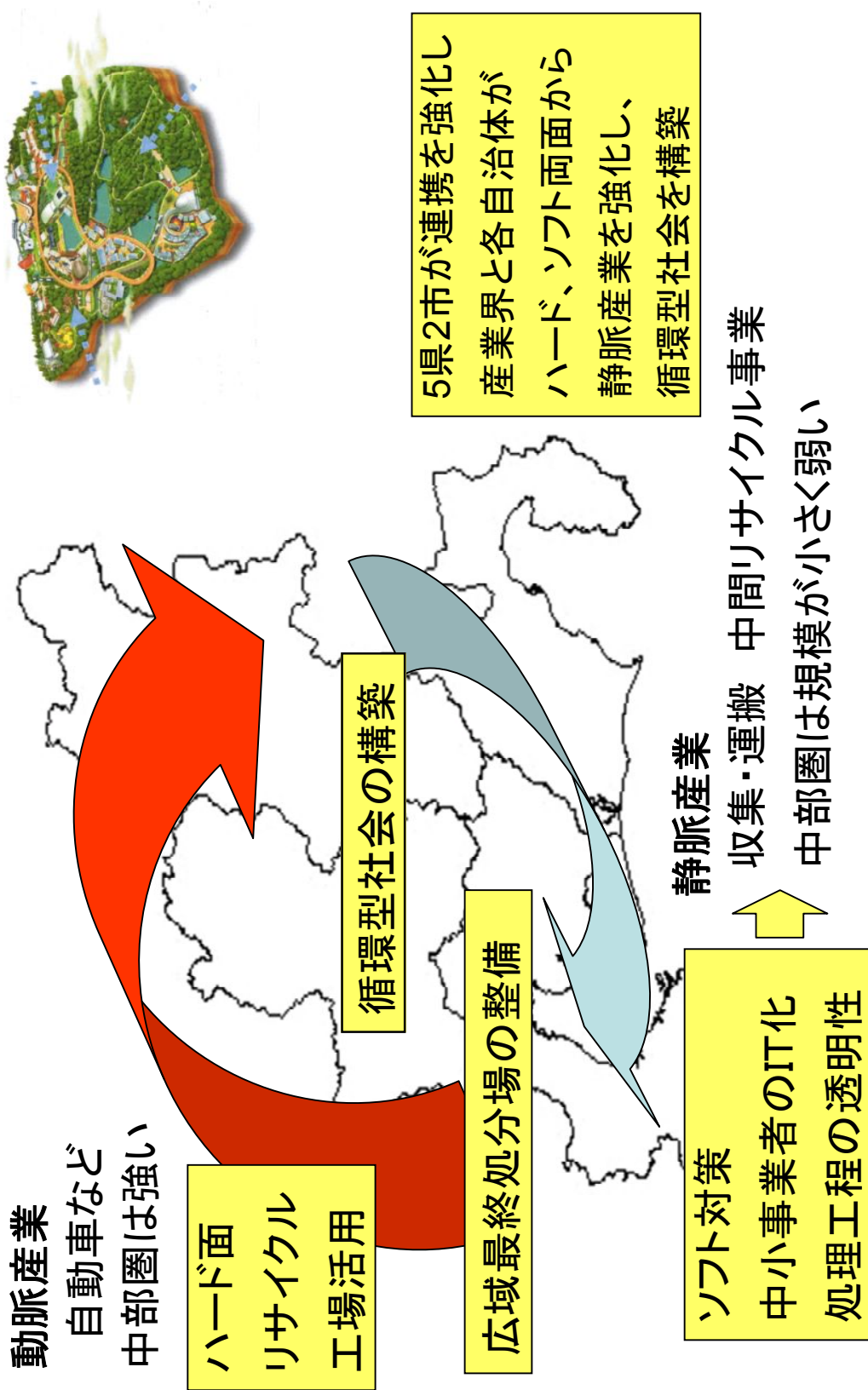
5県2市と国の出先機関(中部経済産業局、中部地方整備局、東海農政局、環境省中部地方環境事務所)および中経連(事務局)をコアメンバー(部長クラス)とし、必要に応じて事業者、学識経験者などに参加を依頼する。また、中部地域全体の中長期的な広域施策については、副知事クラスの会議も企画する。

##### ○検討テーマ

項目	検討・協議の視点
中間処理・リサイクル業者の育成・強化	・横断的な環境施策（産業振興施策＋環境施策） ・中小処理業者のIT化・電子マニフェストの普及促進
規制見直し・広域利用化	・産業廃棄物の広域利用化に向けた規制の見直し
情報基盤の整備	・情報の一元管理・公開
広域最終処分場	・内陸部、臨海部におけるより広域的な最終処分場のあり方と推進
その他	〈中部圏ゴミゼロの推進施策〉 ・中小企業へのEMSの普及促進 ・リサイクル製品の認定制度 ・廃棄物情報交換システムの再構築 ・不法投棄対策の連携・強化 他

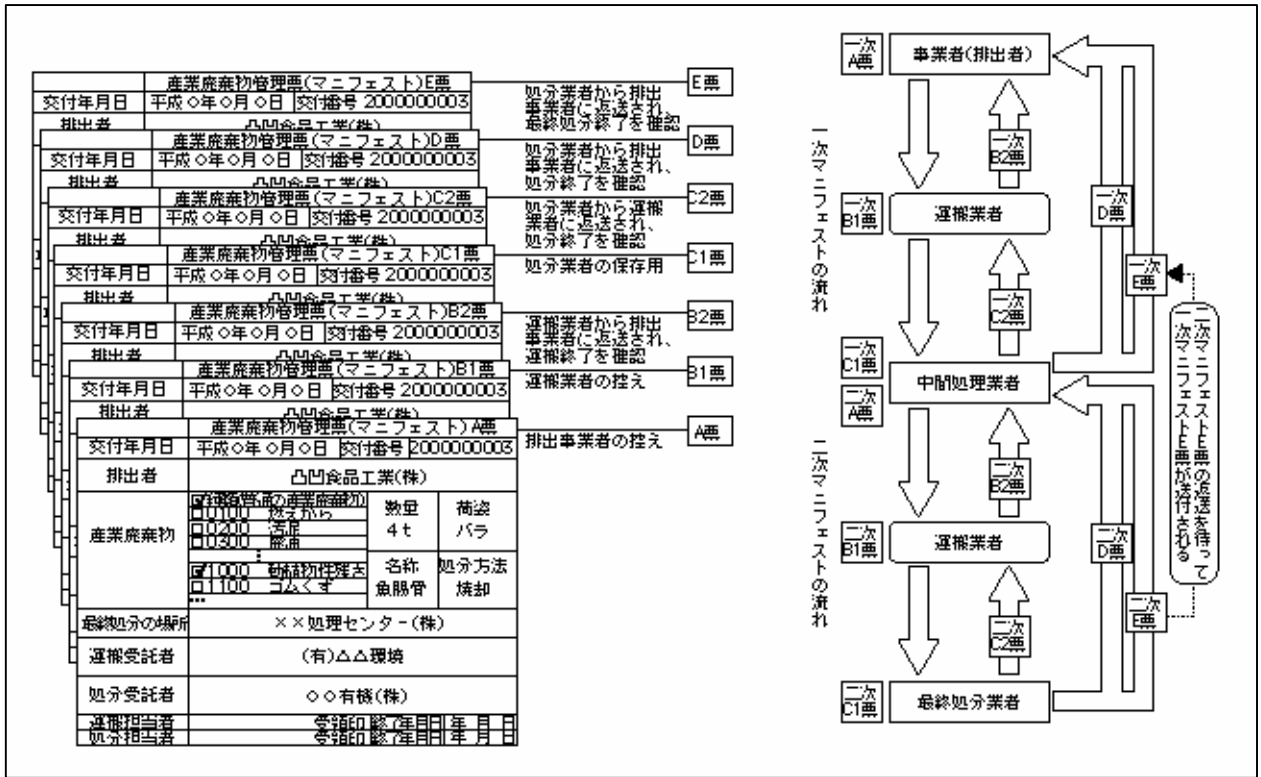
・県、政令市間の情報交換のみに留まることなく、実効性を上げることに力点をおく。

# 広域環境ループ (基本コンセプト)



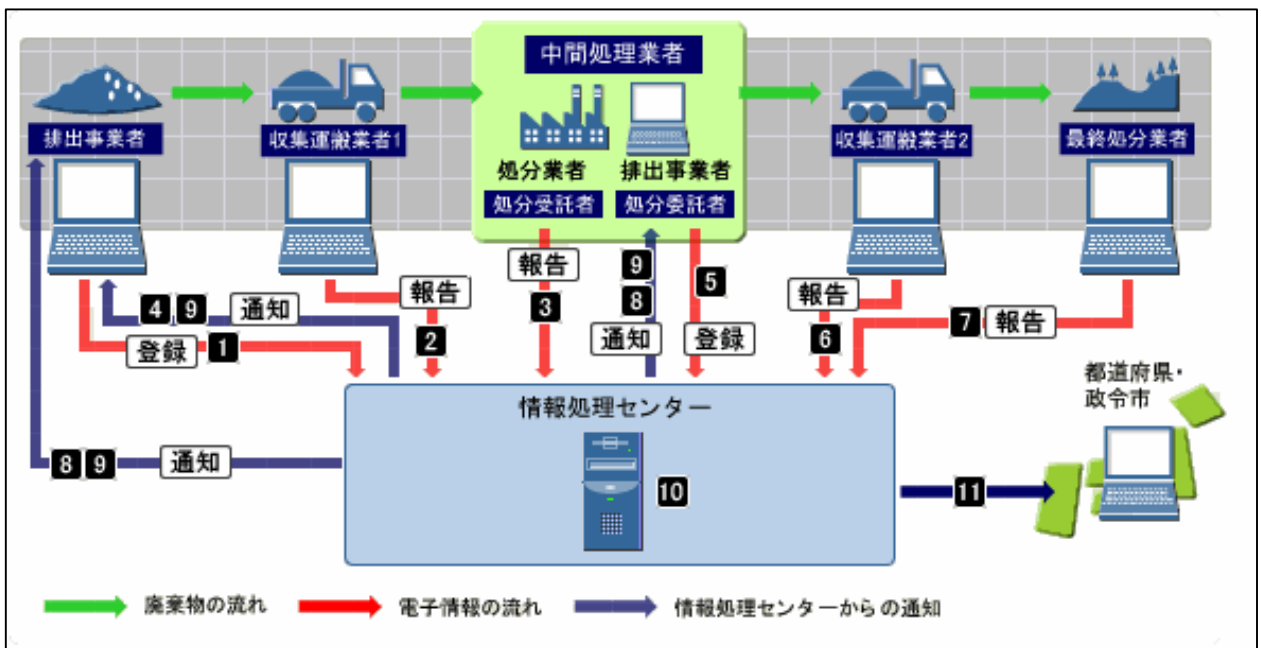
参考資料2

マニフェスト制度



(出典)環境省

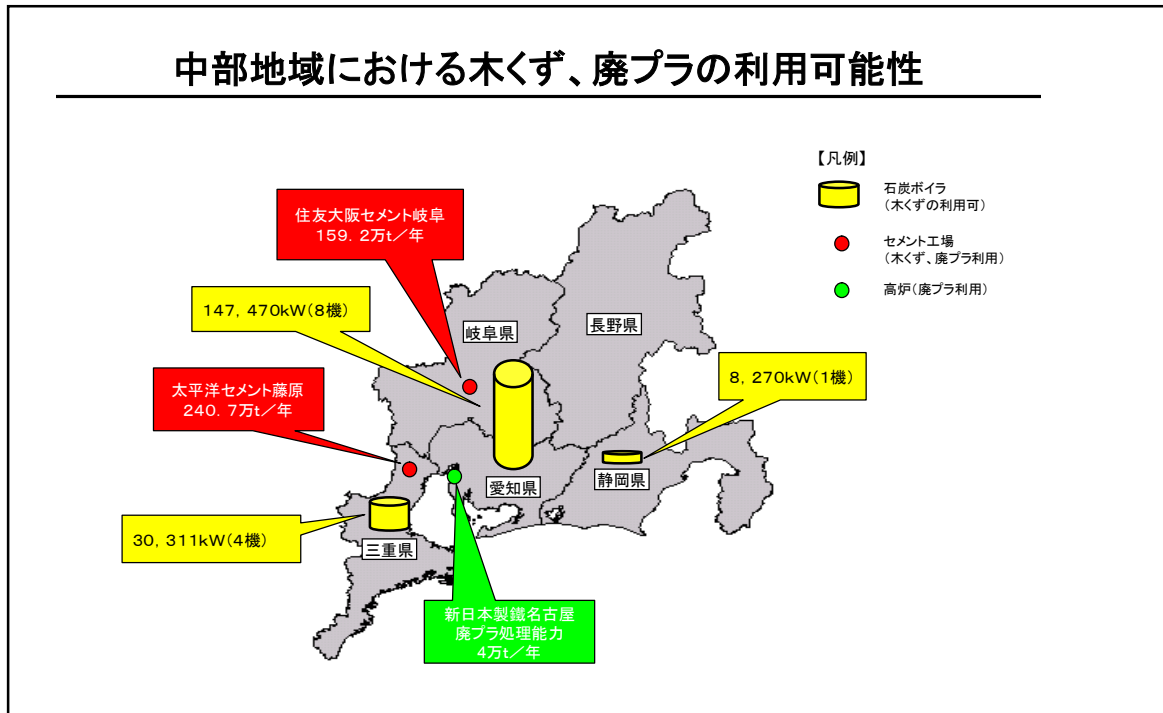
電子マニフェスト制度



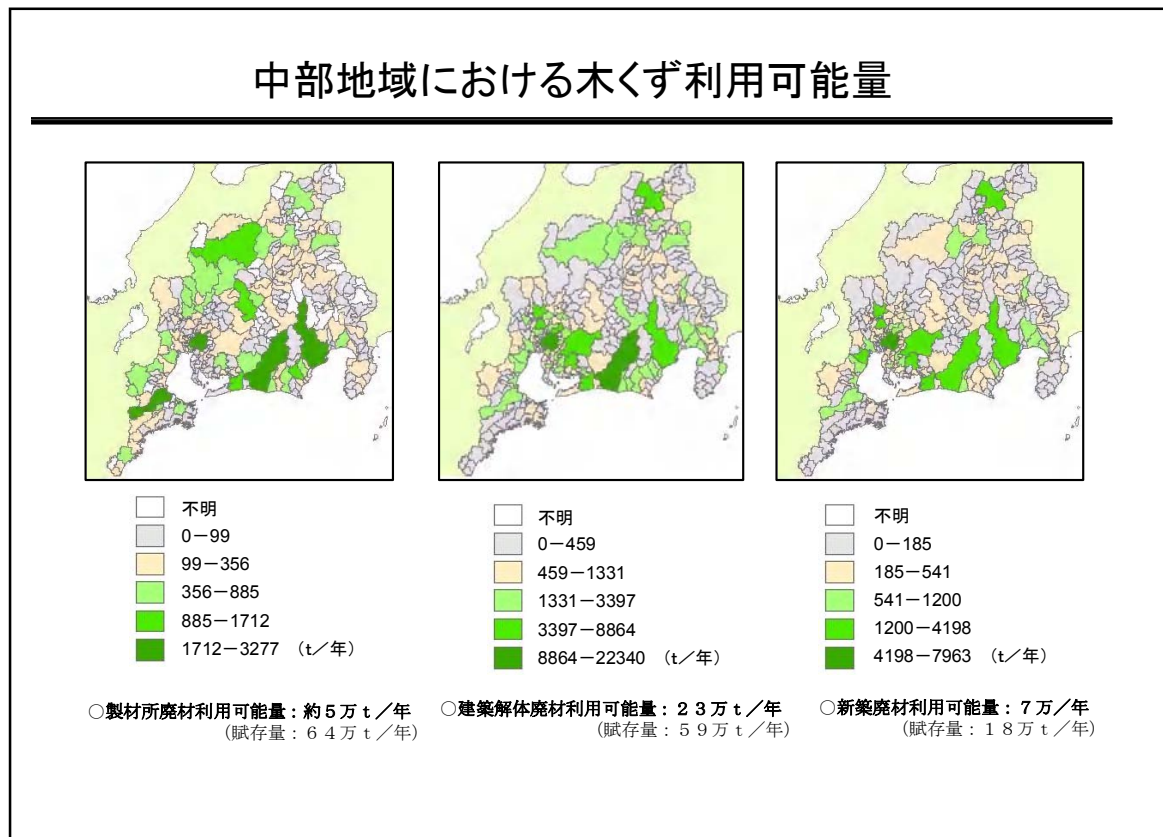
(出典)環境省



参考資料4



(出典) 中部経済産業局資料・各社HPに基づき本会で作成

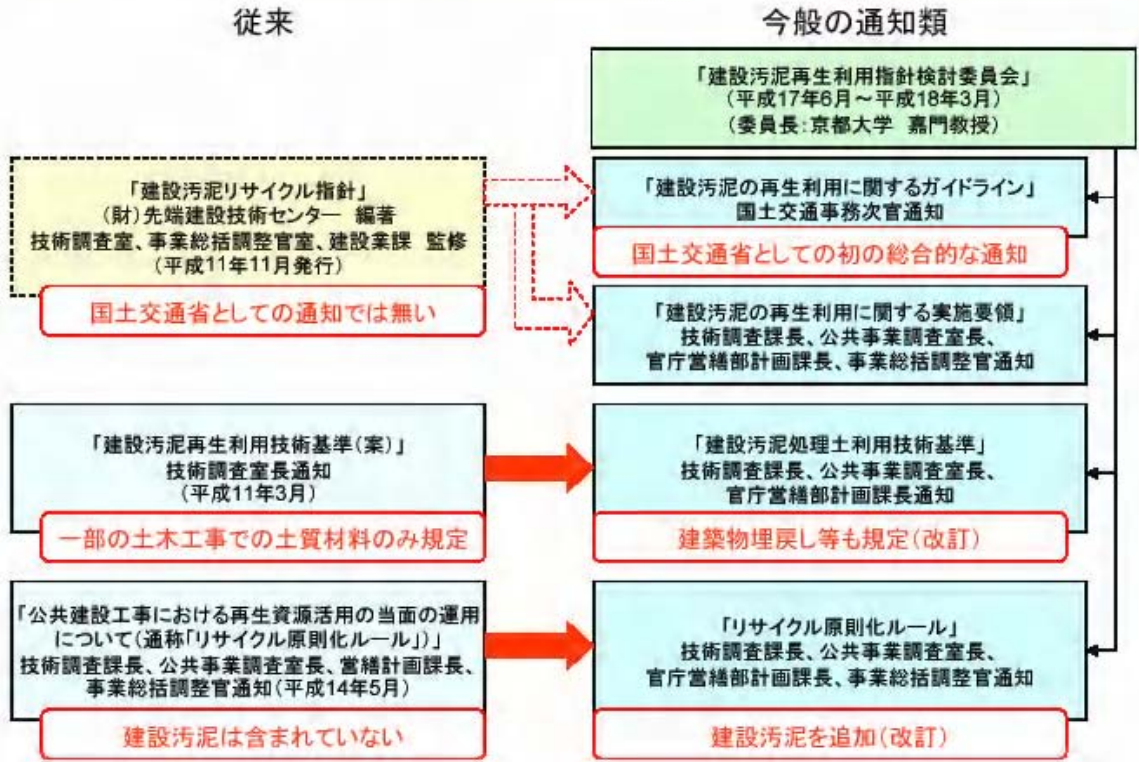


(出典) NEDO「バイオマス賦存量、利用可能量の推計」に基づき本会で作成



参考資料5

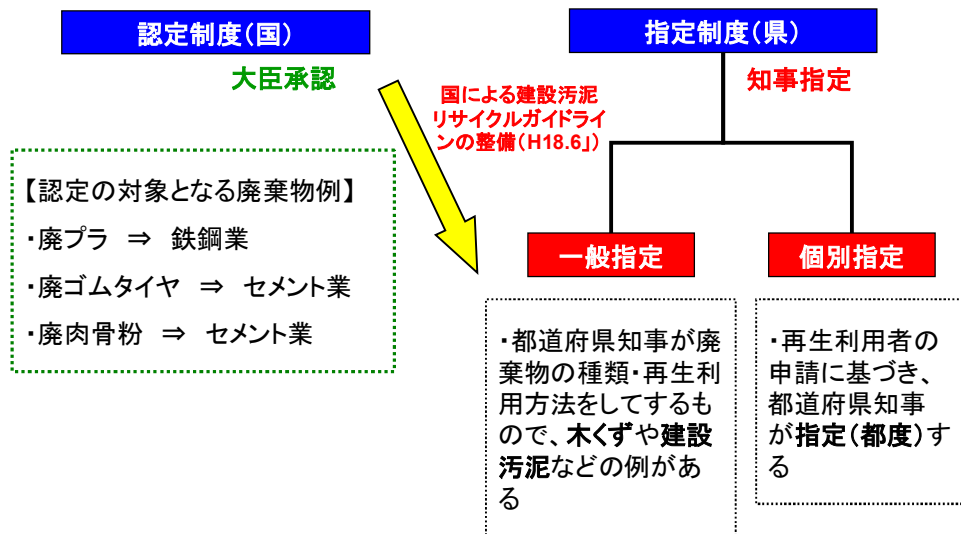
## 委員会報告書を受けた国土交通省策定の通知類



(出典)国土交通省

参考資料6

## 産業廃棄物の再生利用認定制度



(出典)環境省資料に基づき本会で作成